

土地境界確定等事務取扱要領
(第7版)

令和8年4月1日

川崎市建設緑政局
道路河川管理部管理課

目次

はじめに

第1章 総論

- 1 土地境界確定等業務の概要
- 2 基本的な用語の定義
- 3 土地境界確定等業務の位置付け
- 4 業務のフロー

第2章 申請・調査

- 1 申請
- 2 受付
- 3 審査
- 4 現地調査図の確認
- 5 資料調査
- 6 現地調査図に基づく現地確認

第3章 境界確定又は境界復元の実施の決定

- 1 実施の決定の基本的な考え方
- 2 座標値による境界復元
- 3 台帳寸法に基づく境界復元
- 4 境界確定又は境界復元の実施の決定
- 5 申請者への通知

第4章 境界確定の実施

- 1 関係資料の調査
- 2 確定案図の作成
- 3 確定案の回議
- 4 仮杭の設置
- 5 境界確定の立会いの通知
- 6 立会い協議
- 7 境界確定の成立
- 8 境界標の設置
- 9 境界確定の不成立
- 10 不成立通知送付後の境界成立
- 11 境界確定の完結
- 12 申請者による境界確定の実施

第5章 境界復元の実施

- 1 関係資料の交付
- 2 復元図の調整・確認
- 3 復元図の回議
- 4 仮杭の設置
- 5 立会いの日程調整
- 6 境界復元の立会い確認
- 7 境界復元の成立
- 8 成果等の作成・提出
- 9 境界標の交付及び設置
- 10 境界標設置後の現地検査
- 11 境界復元の完結
- 12 取下げみなしの通知

第6章 管理者による境界復元の実施

- 1 現地調査図の作成
- 2 復元図の作成
- 3 復元図の回議
- 4 仮杭の設置
- 5 立会いの日程調整
- 6 境界復元の立会い確認
- 7 境界復元の成立
- 8 境界標の設置
- 9 境界復元の完結

第7章 その他業務

- 1 土地境界確定図交付
- 2 土地境界承諾書交付
- 3 土地境界確定等申請の取下げ
- 4 境界承諾の撤回
- 5 測量座標値の交付

【書式編】

- 書式 1 立会い通知ハガキ
- 書式 2 立会い通知（申請者用）
- 書式 3 境界確定の協議不成立通知
- 書式 4 境界再確定の協議不成立通知
- 書式 5 境界確定の協議成立通知
- 書式 6 境界復元通知
- 書式 7 境界標復元報告書
- 書式 8 境界承諾撤回の申出書
- 書式 9 境界承諾撤回通知
- 書式 10 申出書
- 書式 11 土地境界確定等申請取下げ書
- 書式 12 境界復元実施通知
- 書式 13 土地境界確定等依頼書
- 書式 14 確認書添付図面
- 書式 15 申請者提出図面
- 書式 16 申請者提出図面（既設確定座標値がある場合）

【資料編】

○補足説明

- 1 申請者が行う現地調査範囲
- 2 境界確定における一部確定・一部再確定及び不成立通知の送付範囲
- 3 申請者が境界復元を行う範囲
- 4 台帳寸法に基づく境界復元
- 5 土地境界確定図の交付における現地確認の方法
- 6 所有者情報の調査方法
- 7 立会い協議
- 8 郵送による手続きについて

第1章 総論

1 土地境界確定等業務の概要

土地境界確定等は、市が管理する道路、河川、水路、その他市有地（以下「道水路等」という。）と隣接する土地の境界を明らかにする業務である。

道路、河川等の境界を明らかにすることは、各公物の整備、維持管理を適正に行う上で基本となる業務であるとともに、これら公物に隣接する土地所有者にとっては、土地登記手続きや建築行為、宅地開発等、私有財産の保全、活用を行う上で必要となる。

2 基本的な用語の定義

土地境界確定等の業務における用語の定義は次の定めによる。

(1) 境界確定

道水路等とそれに隣接する土地との境界が確定していない場合に、土地境界を確定すること。なお、土地境界確定等取扱規則においては、確定している土地境界を変更し再び確定すること（以下「再確定」という。）を含める。

(2) 境界復元

道水路等とそれに隣接する土地境界が確定している場合に、その成果等を反映した川崎市道水路台帳平面図（以下「台帳平面図」という。）に基づいて境界標を復元することをいう。

(3) 管理台帳

土地境界確定等申請書の受付から業務の完結までの処理状況を把握するための台帳のことをいう。

(4) 数値化箇所区域図

土地境界確定等測量業務、狭あい道路測量業務などにおいて座標化した箇所を特定するため、実施年度や委託名等を記載した図面のことをいう。

(5) 台帳寸法

台帳平面図に記載されている寸法をいう。

(6) 境界点間距離

台帳平面図に図示されている二点の境界標間の実測値のことをいう。

(7) 管理者

土地境界確定等業務を実施する各区役所道路公園センター（以下「道路公園センター」という。）のことをいう。

(8) 位置座標

境界標の位置を示す公共又は任意の座標のことをいう。

(9) 相続関係書類

登記名義人が死亡している場合に、相続人を特定することができる官公庁が発行している書類のことをいう。「戸籍謄本」や、「法定相続情報証明」等が挙げられる。

- (10) 関係土地所有者
境界確定する為に承諾が必要となる土地所有者のことをいう。
- (11) 境界標地先土地所有者
境界復元する為に確認が必要となる土地所有者のことをいう。
- (12) 直幅
一の境界標から対側地の境界までの最短距離のことをいう。
- (13) 実務取扱者
申請者から委託を受け測量等を実施する者のことをいう。

3 土地境界確定等業務の位置付け

(1) 境界確定の効力

道水路等とその隣接地について、境界確定協議が成立することにより、その所有権の及ぶ範囲が確定される。

なお、関東財務局との協議に基づく道水路に隣接する国有青地畦畔等に係る境界確定の取扱等から、立会う道水路等の権原によっては、公物管理界を確認するにとどまる場合がある。

(2) 境界確定の法的性格

境界確定は、市と隣接土地所有者が協議し、両者の合意により成立するものであり、実務処理上申請主義をとっているとしても、行政処分ではなく契約行為であるとされている。

このため、行政不服審査法の対象とならず、協議が整わない場合、申請者は法務局の筆界特定制度又は筆界確定訴訟若しくは所有権確認訴訟により解決するものとされている。

(3) 境界復元の考え方

境界復元は、境界確定した箇所において境界標が亡失又は境界点間距離が一致しない場合、当初と同じ位置に境界標を再度設置する事実行為である。したがって、市有地側から境界標を設置する場合は市単独で行えるため、本来は境界標を設置する地先の土地所有者からの確認は不要である。

しかしながら、境界標は双方の境界位置を示すものであり、後々の争いの発生を防ぐため、原則として、地先の土地所有者に確認を行い、境界標を設置するものである。

現地立会いを行った結果、境界標地先土地所有者から確認書が得られない場合や、立会いを拒否された場合は、境界標の設置は行わない。この場合、境界標の設置ができないに過ぎず、過去に確定した境界が取消又は無効になるものではない。

(4) 道水路等にかかる境界確定の特徴

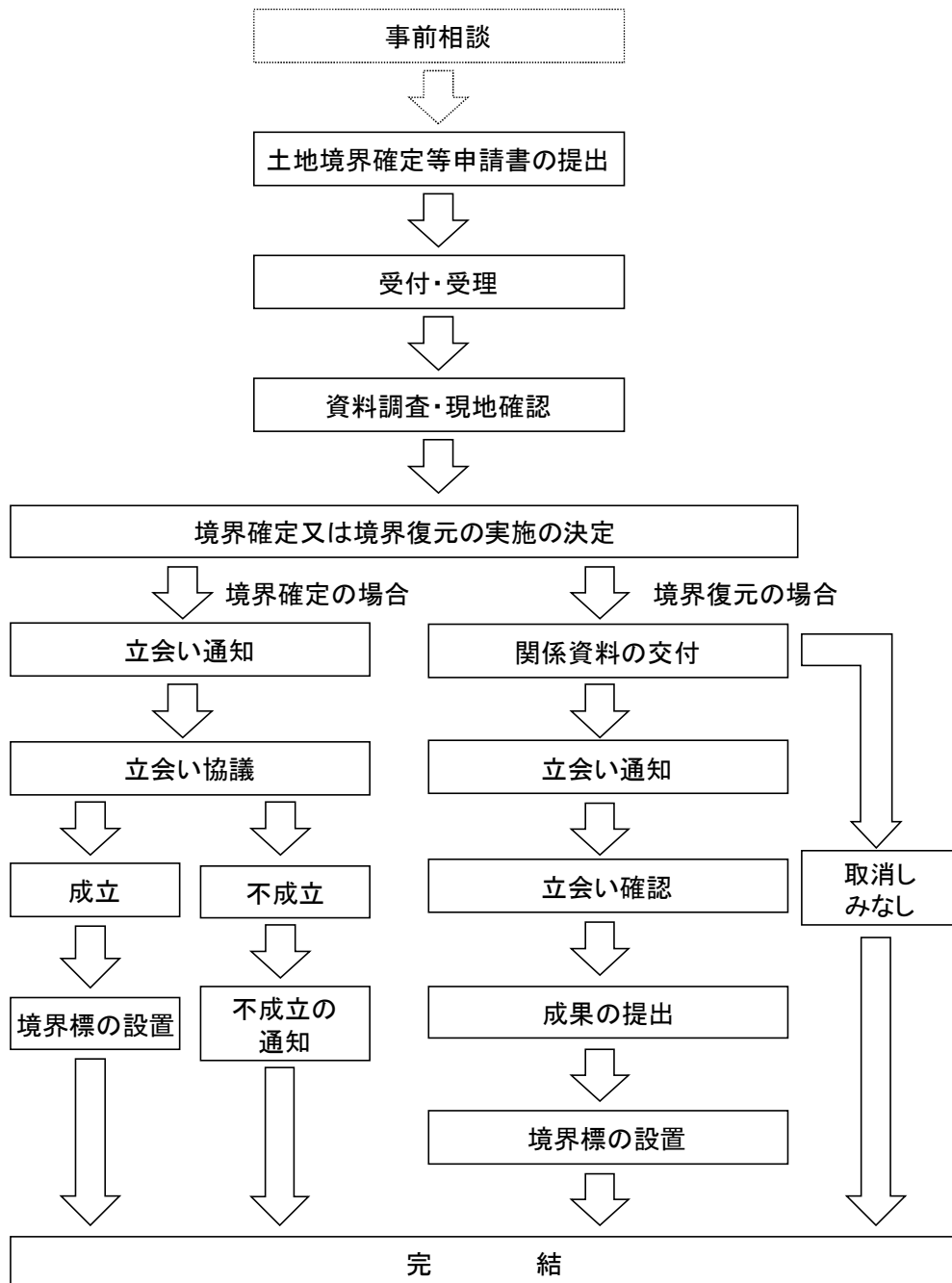
一般に土地の境界は、確認を必要とする土地に隣接する土地の所有者からの承諾があれば確定することができる。

しかしながら、道路、河川等との境界を確定する場合には、道路、河川等がその性質上一定の幅員を管理しなければその機能を維持することができないことから、道水路を挟んで対側地の土地所有者の承諾も必要としている。

(5) 台帳平面図への反映

確定した道水路等の境界は、台帳平面図に反映し、一般の閲覧に供しているほか、土地境界が確定していることを証する図面として扱っている。

4 業務のフロー



図－1 申請書の提出から完結までの流れ

第2章 申請・調査

1 申請

(1) 申請の範囲

申請は、申請に係る土地（以下「申請地」という。）が道水路等に隣接する範囲とする。

(2) 申請者の適格

申請者は、申請地の土地所有者とする。ただし、当該土地所有者が次の各号に該当する場合は、それぞれの定めによる。

ア 法人の場合は、当該法人の代表者とする。ただし、法人が解散又は破産した場合には、清算人又は管財人とする。

イ 共有の場合は、原則として共有者全員とする。ただし、共有者の一人が他の共有者の委任を受けた場合は、委任を受けた者が委任状を添付し申請できるものとする。

ウ 登記名義人が死亡している場合は、原則として相続人全員とする。ただし、相続人の一人が他の相続人の委任を受けた場合にあっては、委任を受けた者が委任状を添付し申請できるものとする。

なお、遺産分割協議が成立している場合にあっては、協議で相続が決定した者が協議の結果を証する書面を添付し申請できるものとする。

エ 土地所有者に代わって事務の一部を代理する者がいる場合は、その代理人が委任状を添付し申請できるものとする。

オ 公共事業の施行のため土地境界確定等が必要な場合は、その施行者が申請できるものとする。

カ 官公庁の場合は、協議によることができる。なお、庁内においては、依頼によることができる。

2 受付

土地境界確定等申請書（第1号様式）に必要事項が記載され、次の書類が添付されていることを道路公園センターにて確認し受付する。なお、土地境界確定等申請書の提出部数は1部とし、持参又は郵送によることとする。

(1) 案内図

(2) 公図の写し

(3) 現地調査図

(4) 道水路台帳平面図の写し（縮尺 500 分の 1）

(5) 土地所有者調査書

(6) 委任状（必要に応じて添付）

(7) その他関係資料

3 審査

受付後、道路公園センターにおいて2週間を目途に申請書及び添付書類を審査し、必要に応じて申請者に補正を求める。

なお、申請書及び添付書類はチェックリストにより確認を行うとともに、管理台帳に必要事項を入力する。

4 現地調査図の確認

提出された現地調査図を次の事項により確認を行う。

- (1) 現地調査図の範囲は、申請地と道水路等の境界を示す境界標の1点先の境界標まで記載されているか。また、台帳平面図と現地が一致しない場合は2点先まで記載されているか。
- (2) 申請地及びその対側地と道水路等の境界を示す境界標を図上に明示し、境界点間の実測距離を記載するとともに、既設境界標から道水路等に対する直幅の実測値が記載されているか。
- (3) 実測距離と比較するために必要となる台帳寸法が記載されているか。
- (4) 亡失している箇所には「亡失点」と明記されているか。
- (5) 縮尺は500分の1を基本とし、実測距離はm単位で、表示桁数は小数点以下3桁となっているか。(小数点以下4桁を切り捨て)
- (6) 作成した作業機関名が記載されているか。
- (7) その他の事項については、「川崎市測量業務成果作成要領」にしたがい作成されているか。

5 資料調査

台帳平面図に境界標や境界点間距離が記載されている箇所は、確定時の資料及び承諾書を確認する。

なお、3尺未満の幅員は台帳平面図に斜距離が記載されていないため、成果の有無を確認する。

また、数値化箇所区域図に記載の有無のほか、地籍調査、土地区画整理、開発行為等の経緯を調査し、座標値が付与されているか否かを確認する。

6 現地調査図に基づく現地確認

現地調査図に基づき、境界標の有無・種別・境界点間距離等について現地確認を必要に応じて行う。

ただし、境界が未確定の箇所及び土地境界確定図交付申請により、既に現地確認を行っている箇所等においては、現地確認を省略することができる。

第3章 境界確定又は境界復元の実施の決定

申請書の提出がされたときは、土地境界確定等取扱規則第4条の規定により、次による作業を行い境界確定又は境界復元の実施を決定し、受付後2週間を目途に申請者へ通知する。

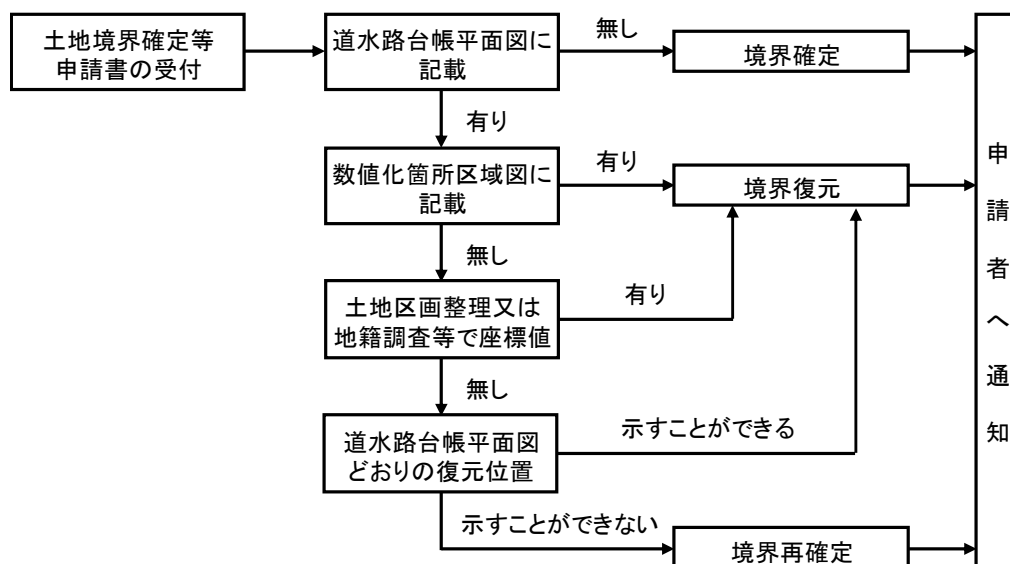


図-2 申請書受付から申請者への通知

1 実施の決定の基本的な考え方

境界確定、境界復元の実施を次により判断する。

- (1) 台帳平面図に境界標及び境界点間距離の記載がない箇所は、境界未確定のため境界確定とする。
- (2) 台帳平面図に境界標及び境界点間距離の記載があり、数値化箇所区域図に記載がある箇所及び地籍調査、土地区画整理、開発行為等で座標値が付与されている箇所は、座標値による境界復元とする。
- (3) 台帳平面図に境界標及び境界点間距離の記載はあるが、座標値が付与されていない箇所は、台帳寸法に基づく境界復元とする。
- (4) 台帳平面図に境界標及び境界点間距離の記載はあるが、斜距離の記載がない箇所及び座標値が付与されていない箇所、復元位置が示せないものは境界再確定、復元位置が示せるものは境界復元とする。
- (5) 申請者が境界復元を行う範囲を超える箇所は、必要に応じて、管理者が境界復元又は再確定を行う。
- (6) 復元に際しては、座標値が付与されているか否かに関わらず対側地の復元を省略することができるものとする。

2 座標値による境界復元

座標値による境界復元を行う際に、確定及び復元時の多角点が現存している場合又は当時の位置に多角点を再設置できる場合は、その多角点から既設境界標を観測し、既設境界標の位置に対し位置座標が半径 20 mm以内、かつ境界点間距離は台帳寸法に対し±20 mm以内であるか確認する。

なお、確定及び復元時の多角点が再設置できない場合は、任意の多角網から座標化し座標変換を行う。新たに設置した多角点から確認した任意座標と既設座標それぞれの展開距離の差は±20mm 以内、かつ境界点間距離は台帳寸法に対し±20mm 以内であるか確認する。

3 台帳寸法に基づく境界復元

台帳寸法による境界復元の際、周辺の既設境界標から三方向以上の境界点間距離が台帳寸法と一致する位置にて復元する。ただし、この方法で復元位置の確認が行えない場合は、確定した位置を地積測量図や現地構造物の状況から特定し復元できることとする。

4 境界確定又は境界復元の実施の決定

土地境界確定等申請書を受領し、境界確定又は境界復元の実施について、道路公園センター所長の専決により回議する。

5 申請者への通知

境界確定の場合、申請者にその旨を通知する。また、土地境界確定等測量委託の作業状況等により、速やかに境界確定を実施できない場合は、申請者にその旨を通知する。なお、申請者が自ら境界確定を行う旨の申出があった際は、作業内容の説明、提出成果品の確認、資料提供を行う。

境界復元の場合、申請者に境界復元の実施を決定した旨を電子メール又は窓口で書面により通知する。併せて、境界復元に必要な資料を交付する。資料交付にあたっては、通知文に資料交付日と境界標設置期限日を記載する。

また、管理者において境界復元を行う場合、申請者にその旨を通知する。

第4章 境界確定の実施

土地境界確定等取扱規則第4条の規定により、境界確定を実施するときは、申請者にその旨を通知し、次による作業を行うものとする。

なお、申請者自ら境界確定を実施する旨の申出があった場合は、別の定めによるものとする（図-4参照）。

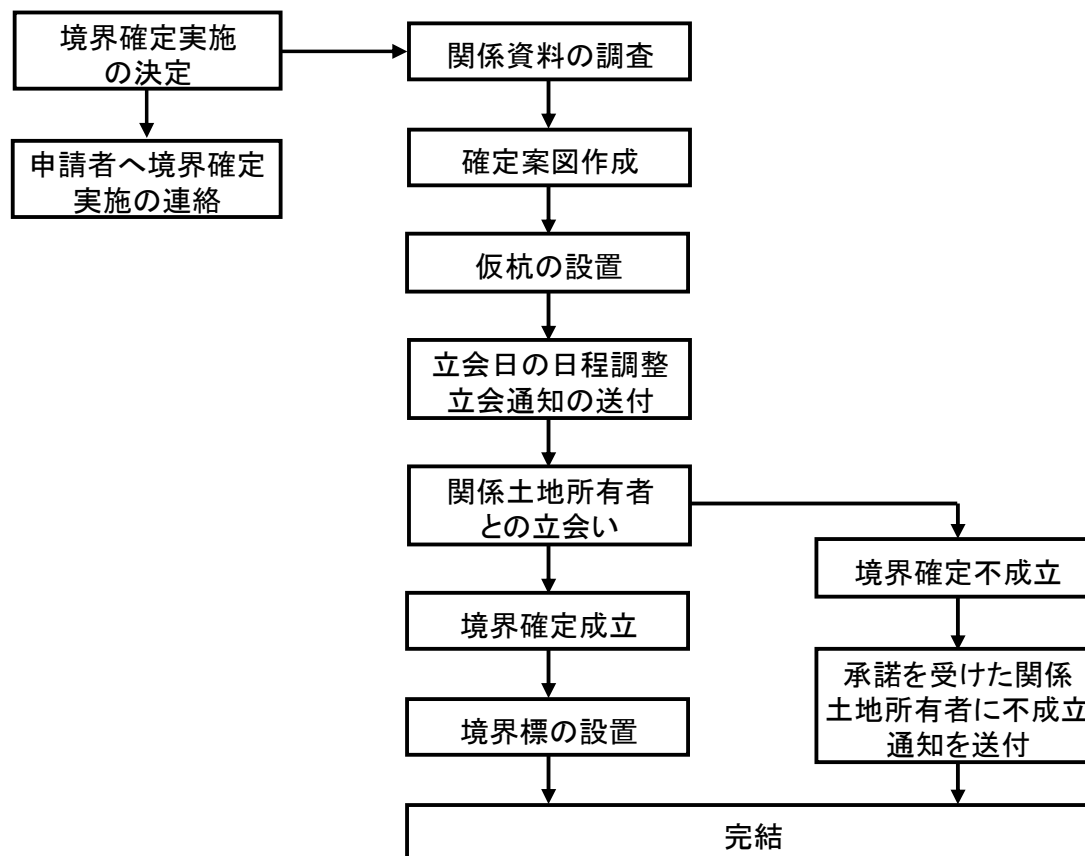


図-3 境界確定の進め方

1 関係資料の調査

境界確定を行うにあたり、関係資料の調査は次のとおりとする。

(1) 道水路等の幅員

道水路等の幅員を特定するにあたっては、川崎市保管土地図（以下「保管土地図」という。）、旧公図、台帳平面図、認定網図（旧認定網図）、異動通知書、道路・河川改修図面、登記事項証明書、土地宝典、耕地整理図及び土地区画整理図、土地改良図、地積測量図、無代下付調書、土地境界確定図、過去の境界確定等の経緯を参考とする。

なお、関係資料で確認した幅員の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 道水路の幅員

保管土地図又は旧公図に書き込みのある場合は、その幅員とする。

書き込みが無い場合は、土地区画整理、土地改良、耕地整理等により引継いだ道水路の幅員とする。これら関係資料に数値の書き込みが無い場合は、図上及び付近道水路の状況等から判断する。

イ 土揚げの幅員

保管土地図又は旧公図に土揚げについての書き込みがない場合、土揚げの幅員は水路幅員の中に含まれているものとして取扱い、水路及び土揚の幅員については、無代下付調書を確認する。

(2) 保管土地図の㊟表示（青地）の取扱い

保管土地図の㊟表示（青地）の取扱いについては、昭和49年1月11日付け48川土路第967号及び昭和53年8月7日付け53川土路第301号の通知によるものとする。

また、道水路として供用しているもの又は供用するものについては、財産所管課と協議し、境界確定等の実施について判断を行う。

なお、この場合の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 立会い等については、通常境界確定と同様とする。

イ 青地の幅員について、保管土地図に書き込みのない場合は、保管土地図の図上及び付近道水路を参考として現況調査をする。

ウ 道水路に接続しない単独青地については、境界確定は行わない。

(3) 確定案図作成前の調査

現地調査図から民杭等の有無を確認し、確定する箇所が位置する街区や道水路を測量して収集した資料との整合を確認する。

2 確定案図の作成

収集した資料及び現地調査図と現地調査を踏まえ、確定案図の作成を行う。確定案図を作成する際は次の点に注意する。

(1) 採用する関係資料の測量年度、経緯等を十分確認する。

(2) 申請地の前後に境界未確定の箇所がある場合は、未確定箇所の解消のため、その前後を含めた確定案図を作成する。

(3) 境界の再確定にあたっては、過去の確定経過や土地境界確定図交付の有無、地積測量図を十分検討し、再確定を実施する理由を整理する。

3 確定案の回議

確定案図の作成後、立会い前に確定案図に基づく立会いの実施について道路公園センター所長の専決により回議する。

回議書添付書類は次のとおりとする。

(1) 経過概要（確定案図の作成内容を簡潔に記載する。）

(2) 確定案図

(3) 公図の写し（関係する土地所有者名を記入する。）

(4) 土地境界確定等申請書類一式

4 仮杭の設置

確定案の回議後、立会い日程調整までに境界標の位置を示した仮杭又は仮点を現地に設置する。

5 境界確定の立会いの通知

仮杭又は仮点の設置後、関係土地所有者の送付先を確認し、立会い日の10日前までに立会い通知が届くように送付する。

- (1) 立会い日の通知方法はハガキを基本とするが、立会い協議の理由等を文書にて通知する必要がある場合は封書での送付もできるものとする。その際に作成する文書内容は、立会いハガキの記載内容に加え、必要な事項を道路公園センターで作成し、市長名にて施行する。
- (2) 立会いの通知文については、住所、氏名、立会場所、日時等の記載を複数人で確認する。

6 立会い協議

現地において、関係土地所有者との立会い協議を確定案図に基づき行う。

協議を行う際は、境界標の位置及び境界線について、関係土地所有者に十分説明する。特に、再確定に伴う協議を行う際は、従来の境界位置が変更となる理由等を、関係土地所有者に十分説明する。

なお、現地での立会いに代えて書面で協議する場合、次によることとする。

(1) 資料の提示

書面での協議に当たっては、他の関係土地の測量成果や関係地権者の個人情報等非開示とすべき情報の管理に十分配慮したうえ、協議の相手方が立会い協議の趣旨や境界標の位置を書面で理解できるよう、適切に資料を提示すること。

(2) 提示資料

案内図、公図又は地図、道水路台帳平面図及び現地の写真のほか、必要に応じて次の資料を提示する。

ア 確定案図

不必要な座標値は消去し、右上に「取扱注意」、中央の上下いずれかに「この図面は案であり確定はしていません。」と大きく明示するとともに、日付を記入する。

イ 境界位置に関する説明文

ウ その他説明に必要な図書

(3) 承諾書の送付

承諾書を郵送する場合、記名押印の方法、箇所を書面上に鉛筆で指示するなど、記名押印の漏れやミスのないよう配慮すること。また、返信用封筒を同封する。

(4) 経過の記録

資料等を提示した場合、日時、提示した者の氏名又は郵送先、資料の内容、その後の経過等を記録し、必要に応じて経過概要に記載又は添付する。

7 境界確定の成立

協議が成立したときは、関係土地所有者から承諾書(第2号様式)に記名押印を受ける。

8 境界標の設置

立会い協議の成立後、次の点を考慮しながら仮杭又は仮点に替えてコンクリート杭、プレート、鋳等を設置する。

(1) コンクリート杭、プレート、鋳等を設置する際は、道路の直線部分では25m～30m間隔に設置する。また、曲線部分については境界標と境界標を結ぶ直線と曲線頂点の間隔を20mm以内にとどめる。

(2) 現地の状況に応じて適切な杭種を設置する。

(3) 境界標の設置は、原則として、道水路側から行う。

ただし、道水路側からの設置が行えない場合は、立会い時に関係土地所有者に境界標の設置について説明し了承を得るとともに、設置の際も説明を行ってから施工する。

(4) 境界確定業務が完結する前に土地境界確定図の交付を行う場合は、境界標の埋設後、確定図に基づき現地検測を行い、位置の整合を確認してから交付する。

(5) その他、設置に当たっては「川崎市境界設置ガイドライン」に従い施工する。

9 境界確定の不成立

協議が不成立又は一部不成立で完結する場合は、承諾を得た申請者及び関係土地所有者に協議の結果を通知する。

通知文を作成後、道路公園センター所長の専決により回議する。

回議書は、不成立通知簿冊を作成し綴る。また、通知文の写しは完結資料に綴る。

※不成立通知簿冊の保存期間は5年とする。

通知する相手に関する記載は複数人で確認する。

(1) 回議添付書類は次のとおりとする。

ア 通知文案

イ 公図の写し（申請箇所を赤色、管理上必要な部分を青色、不成立箇所を緑色の線で示す。）

ウ 不成立通知の送付先一覧表（土地所有者調査書を代用することができる。）

(2) 承諾書は、書面による撤回の申出が無い限り、後年の土地境界確定において有効な承諾書として取扱う。

承諾書を使用する際は、次の要件を満たすこととする。

ア 土地境界の確定が不成立の時に作成した確定案図と同様であること。なお、不成立時の確定案図を精査し、立案が適切であること。

イ 不成立の際に取得した承諾書の土地所有者と、現在の土地所有者が一致していること。

10 不成立通知送付後の境界成立

不成立の通知後、別申請等により土地境界が確定した場合は、「境界確定協議成立のお知らせ」を通知する。

通知文を作成後、道路公園センター所長の専決により回議する。

回議書は、協議成立簿冊を作成し綴る。

※協議成立簿冊の保存期間は5年とする。

回議添付書類は次のとおりとする。

ア 通知文案

イ 公図の写し（成立箇所を赤色で示す。）

ウ 成立通知の送付先一覧表（土地所有者調査書を代用することができる。）

11 境界確定の完結

協議の結果について道路公園センター所長の専決により回議する。経過概要には、協議の状況を追記するとともに、確定案の回議書類に承諾書及び作成した成果作成要領に基づく成果を追加し、次の順に添付する。

(1) 経過概要

(2) 承諾書

(3) 境界確定等申請書類一式

(4) 測量成果一式

12 申請者による境界確定の実施

境界確定は原則、管理者が行うこととするが、申請者自らが境界確定を実施する場合は、立会日程の調整、立会い通知の送付は、道路公園センターが行い、関係土地所有者との立会いは、道路公園センターと申請者で行う。

なお、記名・押印された承諾書は、立会い終了後に道路公園センターにて保管すること。

(1) 成果等の作成・提出

境界確定の立会実施後、申請者に次のとおり成果等を作成し一部提出するよう指示する。

- ア 確定図（座標リスト）
- イ 多角点・境界点網図（確定図に記載のある場合は省略できる。）
- ウ 幅員図（確定図に記載のある場合は省略できる。）
- エ 修正箇所図
- オ 確定図数値データ（SIMA）
- カ 承諾書
- キ 境界確定図交付用図面（cm） ※担当者の指示により作成すること。

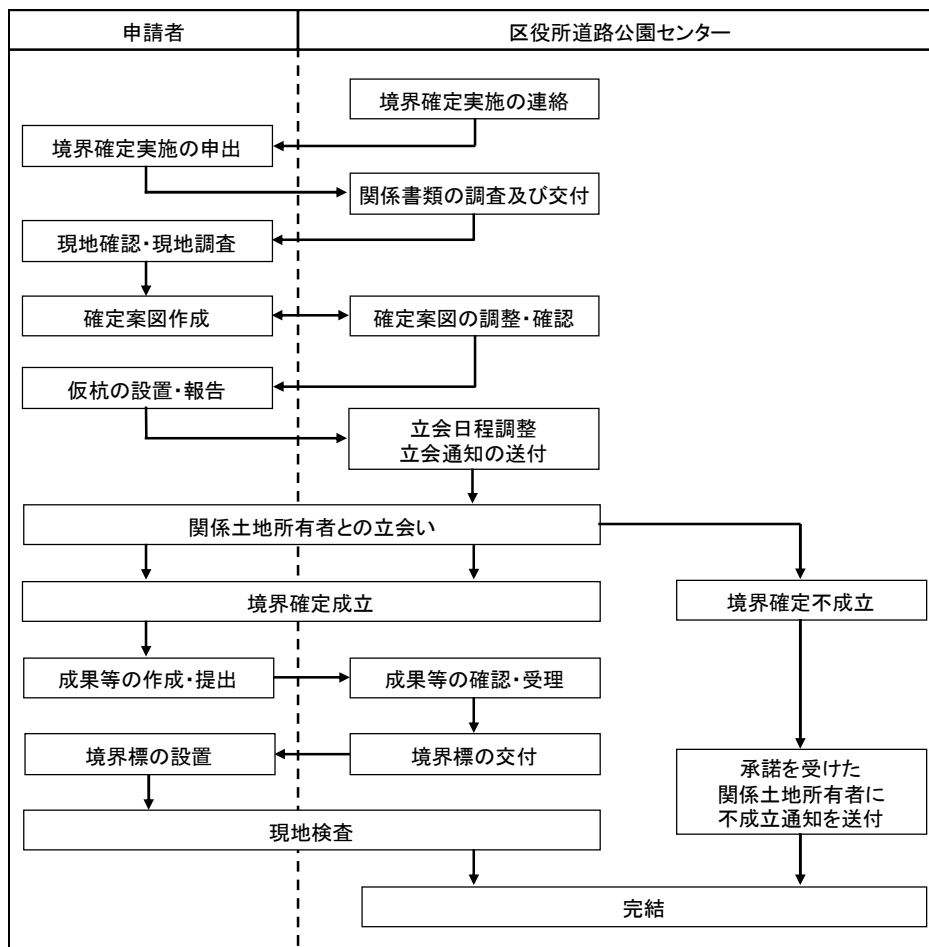


図-4 申請者による境界確定

第5章 境界復元の実施

土地境界確定等取扱規則第4条第2項の規定により、境界復元を実施するときは、申請者にその旨を通知するとともに、関係資料を送付する。

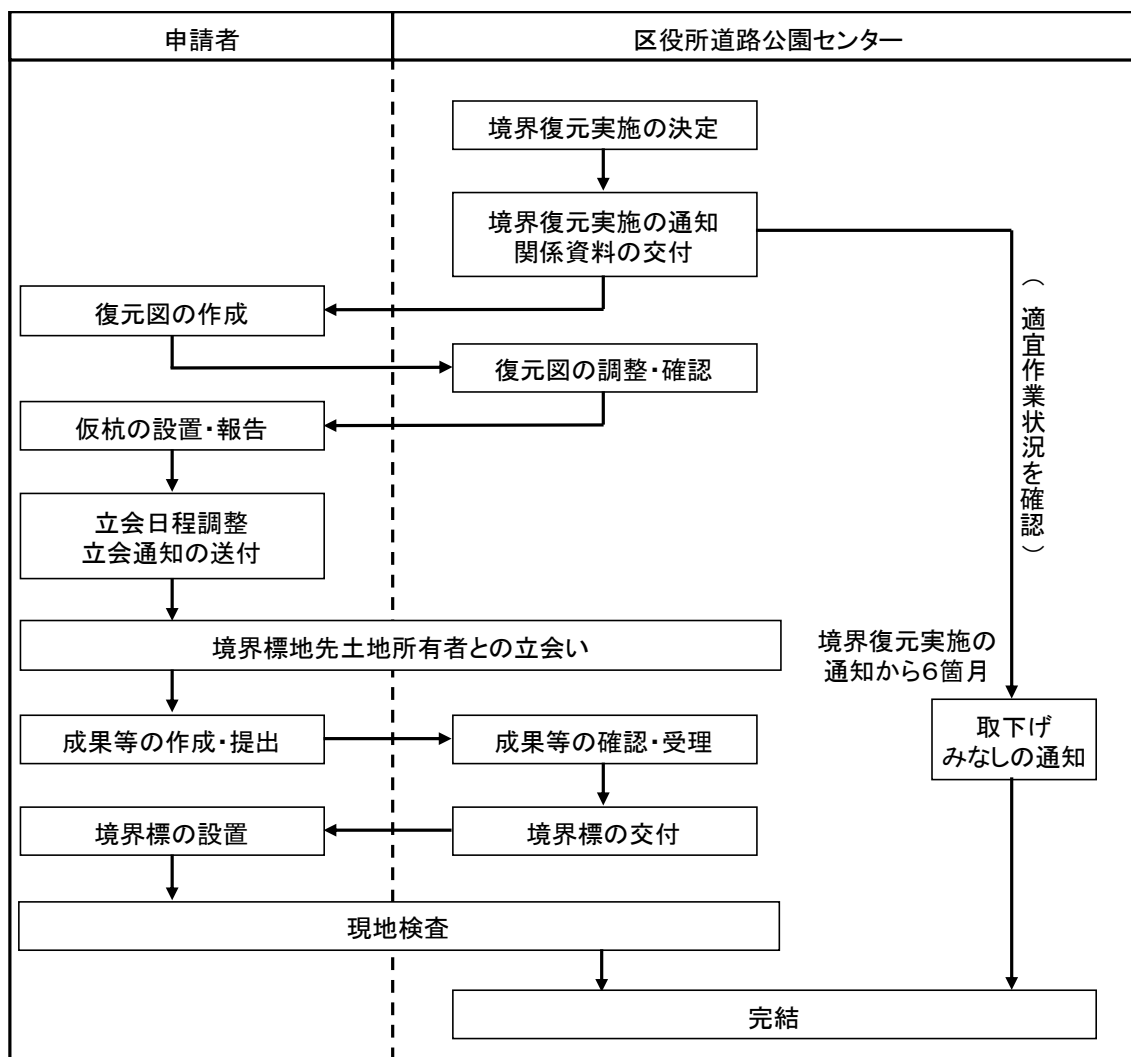


図-5 境界復元の進め方

1 関係資料の交付

申請者に交付する資料は、次のとおりとする。

- (1) 座標値が付与されている場合、復元する際に必要となる座標値が記載されている資料
- (2) 座標値が付与されていない場合、確定時の成果で小数点以下第3位の距離を示した確定図
- (3) その他必要な資料

2 復元図の調整・確認

申請者から復元図の提出後、交付した関係資料を基に次の点を踏まえて台帳平面図どおりの復元図が作成されているか確認する。

- (1) 座標値が付与されている箇所については、既設の座標値を基に復元図が作成されていること。
- (2) 座標値が付与されていない箇所については、台帳平面図の台帳寸法に基づく復元図が作成されていること。

3 復元図の回議

復元図の確認ができた際は、立会い前に復元図に基づく立会いの実施について道路公園センターの課長専決により回議する。

回議書添付書類は次のとおりとする。

- (1) 復元図
- (2) 公図の写し（境界標地先土地所有者名を記入する。）
- (3) 境界確定等申請書類一式

4 仮杭の設置

復元図の回議後、立会い日程調整までに復元する境界標の位置を現地に明示するよう申請者に指示する。

5 立会いの日程調整

申請者から仮杭または仮点の設置報告を受けた際は、現地における立会い日程を調整する。併せて申請地以外の土地に接して境界標を設置する場合、境界標地先土地所有者へ立会いの通知を申請者に指示する。

原則として、境界標地先土地所有者への通知は書面で行い、立会い日の10日前までに届くよう申請者に指示する。

6 境界復元の立会い確認

現地において、申請者は境界標地先土地所有者と境界標復元位置及び杭種の確認を行う。確認を行う際は、復元図を基に説明を行う。

なお、現地での立会いに代えて書面で確認をする場合、次によることとする。

(1) 資料の提示

書面での協議に当たっては、相手方が協議の趣旨や境界標の位置を書面で理解できるよう、適切に資料を提示すること。

(2) 提示資料

案内図、公図又は地図、道水路台帳平面図及び現地の写真のほか、必要に応じて次の資料を提示する。

ア 復元図

不必要な座標値は消去し、右上に「取扱注意」、中央の上下いずれかに「この図面は案であり確定はしていません。」と大きく明示するとともに、日付を記入する。

イ 境界位置に関する説明文

ウ その他説明に必要な図書

(3) 確認書の送付

確認書を郵送する場合、記名押印の方法、箇所を書面上に鉛筆で指示するなど、記名押印の漏れやミスのないよう配慮すること。

(4) 経過の記録

資料等を提示した場合、日時、提示した者の氏名又は郵送先、資料の内容、その後の経過等を記録し、必要に応じて境界標復元報告書に記載又は添付する。

7 境界復元の成立

申請者に、境界標復元位置について境界標地先土地所有者の確認が得られた際は、確認書(第3号様式)に記名押印を受け、成果提出時に一緒に提出するよう指示する。

8 成果等の作成・提出

境界復元の立会実施後、申請者に次のとおり成果等を作成し一部提出するよう指示する。
なお、境界標地先土地所有者の確認が得られない場合は、境界復元報告書のみを提出するよう指示する。

(1) 境界標復元報告書（境界標地先土地所有者の確認が得られない場合は、備考欄にその旨を記載する。）

(2) 確認書

(3) 復元位置図（台帳平面図に復元する境界標の位置を示したもの。）

(4) 境界標復元位置図

(5) 多角点・境界点網図（境界標復元位置図に記載のある場合は省略できる。）

(6) 座標リスト（境界標復元位置図に記載のある場合は省略できる。）

9 境界標の交付及び設置

申請者から成果等が提出された際は、成果等の記載内容について確認し受理した後、設置する境界標を交付する。交付の際に、現地検査の日程を調整する。設置に当たっては、「川崎市境界設置ガイドライン」に従い施工するよう、申請者に指示する。

10 境界標設置後の現地検査

境界標設置後の現地検査を行う際は、復元した境界標の杭種、方向等の施工状況が適切であること及び境界点間距離を検測し、許容値は、台帳寸法との差が±20 mm以内、なお、座標値が付与されている場合は、台帳寸法との差が±20 mm以内かつ座標展開距離との差が廻間距離・斜距離では上限 15mm、下限 10mm、幅杭間距離では上限 10mm、下限 5mm であるか確認する。

11 境界復元の完結

立会い確認の結果について、次の資料を添付して道路公園センターの課長専決により回議する。

- (1) 確認書
- (2) 境界確定等申請書類一式
- (3) 成果等一式

12 取下げみなしの通知

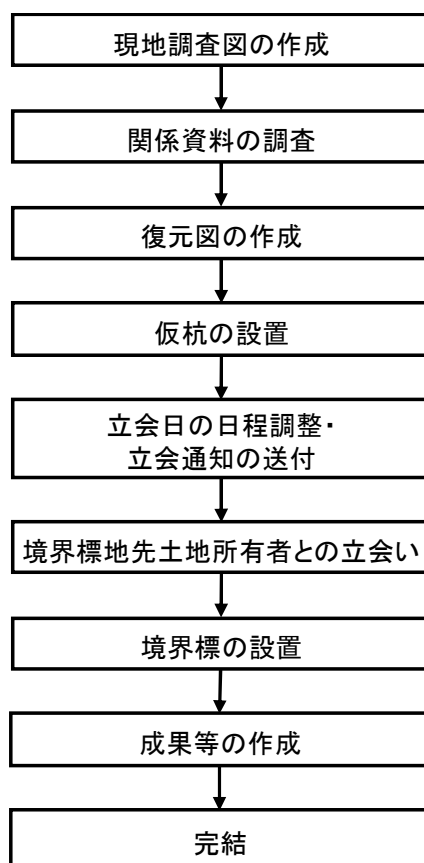
境界復元の決定通知から6箇月を経過しても申請者において境界標の設置が行われない場合は、申請が取下げたものとみなすことができる。

申請を取下げたものとみなす場合、通知文を作成し、道路公園センターの課長専決により回議する。

回議後、申請者に通知を行う。

第6章 管理者による境界復元の実施

土地境界確定等取扱規則第4条第4項の規定により、道路等の管理上必要となる境界復元を実施するときは、管理者が境界復元を行う。



図－6 管理者による境界復元の進め方

1 現地調査図の作成

境界復元範囲を決定するため、現地の確認を行い現地調査図を作成する。

2 復元図の作成

確定時の成果と現地調査図を踏まえ、復元図の作成を行う。台帳平面図どおりの境界復元位置を示すために、次の点を踏まえて作成する。

- (1) 原則、座標値が付与されている箇所は、既設の座標値を基に復元図を作成する。
- (2) 座標値が付与されていない箇所は、台帳平面図の台帳寸法を基に復元図を作成する。

3 復元図の回議

復元図を作成後、立会い前に復元図に基づく立会いの実施について道路公園センターの課長専決により回議する。

回議書添付書類は次のとおりとする。

- (1) 経過概要
- (2) 復元図
- (3) 公図の写し（境界標地先土地所有者名を記入する。）
- (4) 土地境界確定等依頼書類一式

4 仮杭の設置

復元図の回議後、立会い日程調整までに復元する境界標の位置を現地に明示する。

5 立会いの日程調整

仮杭又は仮点の設置後、立会いが必要となる境界標地先土地所有者の送付先を確認し、立会い日の10日前までに立会い通知が届くように送付する。

- (1) 立会い日の通知方法はハガキを基本とするが、立会い協議の理由等を文書にて通知する必要がある場合は封書での送付もできるものとする。その際に作成する文書内容は、立会いハガキの記載内容に加え、必要な事項を道路公園センターで作成し、市長名にて施行する。
- (2) 立会いの通知文については、住所、氏名、立会場所、日時等の記載を複数人で確認する。

6 境界復元の立会い確認

現地において、境界標地先土地所有者と境界標埋設位置についての確認を行う。

なお、現地での立会いに代えて書面で確認する場合、次によることとする。

(1) 資料の提示

書面での協議に当たっては、他の関係土地の測量成果や関係地権者の個人情報等非開示とするべき情報の管理に十分配慮したうえ、協議の相手方が立会い協議の趣旨や境界標の位置を書面で理解できるよう、適切に資料を提示すること。

(2) 提示資料

案内図、公図又は地図、道水路台帳平面図及び現地の写真のほか、必要に応じて次の資料を提示する。

ア 復元図

不必要な座標値は消去し、右上に「取扱注意」、中央の上下いずれかに「この図面は案であり確定はしていません。」と大きく明示するとともに、日付を記入する。

イ 境界位置に関する説明文

ウ その他説明に必要な図書

(3) 確認書の送付

確認書を郵送する場合、記名押印の方法、箇所を書面上に鉛筆で指示するなど、記名押印の漏れやミスのないよう配慮すること。

(4) 経過の記録

資料等を提示した場合、日時、提示した者の氏名又は郵送先、資料の内容、その後の経過等を記録し、必要に応じて経過概要に記載又は添付する。

7 境界復元の成立

立会い確認を行い、境界標復元位置について境界標地先土地所有者の確認が得られた際は、確認書（第3号様式）に記名押印を受ける。

8 境界標の設置

境界復元の確認が得られた際は、次の点を考慮しながら仮杭（仮点）に替えてコンクリート杭、プレート、鋸等を設置する。

- (1) 現地の状況に応じて必要な境界標を設置する。
- (2) 境界標の設置は、原則、道水路側から行う。ただし、道水路側からの設置が行えない場合は、立会い時に境界標地先土地所有者に境界標の設置について説明し了承を得るとともに、設置の際も説明を行ってから施工する。
- (3) 境界復元業務が完結する前に土地境界確定図の交付を行う場合は、境界標の埋設後、境界標復元位置図に基づき現地検測を行い、位置の整合を確認してから交付する。
- (4) その他、設置に当たっては「川崎市境界設置ガイドライン」に従い施工する。

9 境界復元の完結

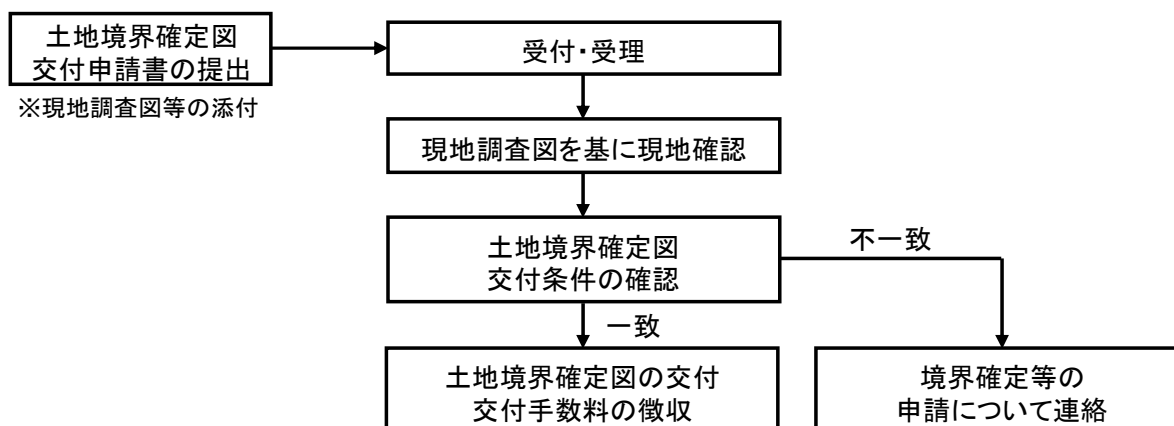
立会い確認の結果について、次の資料を添付して道路公園センターの課長専決により回議する。

- (1) 経過概要（確認が得られなかった境界標地先土地所有者がいる場合等はその旨を記載する。）
- (2) 確認書
- (3) 境界確定等申請書類一式
- (4) 測量成果一式

第7章 その他業務

1 土地境界確定図交付

土地境界確定等取扱規則第16条の規定により、土地境界確定図交付申請書の提出があったときは、次のとおり交付手続きを行う。なお、申請及び交付は郵送によることができる。



図－7 土地境界確定図交付の手続き

(1) 土地境界確定図交付申請書の受付・受理

申請書及び添付図書（案内図、現地調査図、道水路台帳平面図の写し）の記載内容を確認する。なお、本申請に添付する現地調査図の作成範囲は資料編1（3）を参照する。

また、本申請と同時に土地境界確定等申請を行う場合は、本申請において案内図・現地調査図を省略することができる。

(2) 書類内容の確認

受理后、現地調査図と台帳平面図との整合を確認する。

※ 国有地、鉄道用地等に隣接する箇所においては、市と国、鉄道事業者等との管理協定等により道路法を適用している箇所があるため、道路等の権原を十分確認する。

(3) 現地確認

現地調査図を基に、原則、現地では境界標の有無と種別のみを確認するものとし、必要に応じて境界点間距離を確認するものとする。

現地確認後、必要であれば申請人に追加の資料提出を要求する。

(4) 土地境界確定図交付条件

現地にある境界標が台帳平面図と整合していると判断できる場合であり、次の要件を満たしているものとする。

ア 申請箇所について、実測距離と台帳寸法との差が±20 mm以内であること。

イ 台帳平面図に記載された境界標の杭種（コンクリート杭、プレート、鋳）や方向が異なっているが、実測距離と台帳寸法の差が±20 mm以内であること。

ただし、台帳平面図の表記と現地の埋設状況が相違する際は、表－1にて交付可能であるか確認すること。

なお、④の場合は、境界確定後に境界標の亡失による入替が生じている可能性があるため、原則、境界復元を行うこと。

また、平成3年度以前に区画整理事業及び大規模開発に伴い、台帳平面図を調製した区域においては、図上の表記が市境界標（市プレート・市鋳）で、現地に民境界標（民プレート・民鋳）が埋設されている場合、杭種の相違に関わらず、交付できるものとする。

	台帳平面図の表記	現地の埋設状況	土地境界確定図交付
①	市境界標	市境界標	杭種（コンクリート杭・プレート・鋳）の相違に関わらず 交付可
②	民境界標	民境界標	杭種（コンクリート杭・プレート・鋳）の相違に関わらず 交付可
③	民境界標	市境界標	杭種（コンクリート杭・プレート・鋳）の相違に関わらず 交付可
④	市境界標	民境界標	杭種（コンクリート杭・プレート・鋳）の相違に関わらず 交付不可

表－1 土地境界確定図交付可否一覧表

(5) 土地境界確定図の作成

現地にある境界標が台帳平面図と整合していると判断できた場合は、第5号様式に、証明図面となる台帳平面図又は境界確定図を写し、次のとおり作成する。

ア 証明箇所の境界線は朱線とする。

イ 証明箇所の境界標の境界点間距離及び合計距離を記載する。

ウ 「図面寸法は実測距離に対し許容誤差を含む。」及び「なお、境界標杭種については、現地与相違がある場合があります。」を記載する。

(6) 土地境界確定図の交付

土地境界確定図の交付について道路公園センターの課長専決により回議する。併せて手数料の算定を行い表記する。（土地境界確定等取扱規則第16条に基づき境界線10mごとに300円）

(7) 交付及び手数料の徴収

交付の決裁後、次にしたがって交付を行う。

ア 土地境界確定図に市長印を押印する。

イ 申請者に連絡し、交付手続きが整ったこと及び手数料額を伝える。

ウ 手数料を徴収し交付する。

※なお、川崎市手数料条例第7条に基づき、官公署（第7条第1号）またはその他市長が

手数料の免除を適当と認めたもの（第7条第3号）からの申請の場合には、手数料を免除する。

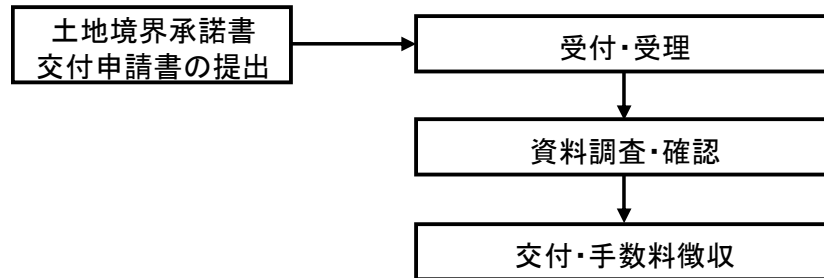
(8) 表示替えの手続

境界標の杭種（コンクリート杭、プレート、鋳等）が台帳平面図と異なる場合は、土地境界確定図の交付後、台帳平面図の調製を行う。

杭種のみが相違し、境界点間距離は台帳平面図と整合している場合は、土地の境界に変更がなく境界標の埋設も不要であるため、確認書の取得は不要とする。

2 土地境界承諾書交付

土地境界確定等取扱規則第17条の規定により、土地境界承諾書交付申請の提出があったときは、次のとおり交付手続きを行う。なお、申請及び交付は郵送によることができる。



図－8 土地境界承諾書交付の手続き

(1) 土地境界承諾書交付申請書の受付・受理

申請書の記載と土地登記事項証明書（全部事項証明書）の記載を確認する。なお、申請者は現在の土地所有者とし、それ以外の者が申請する場合は、土地所有者からの委任状を要する。

(2) 資料調査及び確認

申請箇所について、境界確定時等の保存文書等から承諾書及び確認書を確認し、台帳平面図に記載された時点の承諾書及び確認書を採用する。

(3) 土地境界承諾書の交付

交付用に申請書を複写し、申請書の下段「土地境界承諾書」に宛先、承諾の年月日、市長名を記載したものを案とし、土地境界承諾書交付について道路公園センターの課長専決により回議する。

(4) 交付及び手数料の徴収

回議後、土地境界承諾書の交付を行う。

ア 複写した申請書の下段に、宛先、承諾の年月日、市長名を記載し、市長印を押印する。

イ 申請者に連絡し、交付手続きが整ったこと及び手数料額を伝える。

ウ 手数料を徴収し交付する。

(5) その他

交付の際は次のことに注意する。

ア 土地境界確定等以降、住居表示の町名、地番の変更及び土地の分合筆等があった箇所については、現在の土地所有者名及び地番で交付を行う。

イ 保管土地図上の㊟表示（青地）を含む境界を確定した場合、原則として、財務省（関東財務局横浜財務事務所）から道路法第90条第2項の規定に基づく譲与を受けているか、又は譲与手続きのものに限り承諾書の交付を行うものとする。

3 土地境界確定等申請の取下げ

申請者から申請取下げの申出があった場合は、次のとおり手続きを行う。なお、申出は郵送によることができる。

(1) 境界確定又は境界復元の実施の通知前

ア 受理後、次の資料を添付し申請の取下げについて道路公園センターの課長専決により回議する。

(ア) 取下書

(イ) 土地境界確定等申請書類一式

イ 取下げの回議後、取下げ書専用の簿冊を作成し綴る。

※ 保存期間は1年とする。

(2) 境界確定又は境界復元の実施の通知後

ア 受理後、次の資料を添付し、取下げの回議を行う。

なお、境界確定の場合は道路公園センター所長の専決により回議し、境界復元の場合は道路公園センターの課長専決により回議する。

(ア) 取下書

(イ) 土地境界確定等申請書類一式

(ウ) 境界確定又は境界復元決定の回議時の書類一式

(エ) 確定案又は復元図の回議時の書類一式

(オ) 経過概要

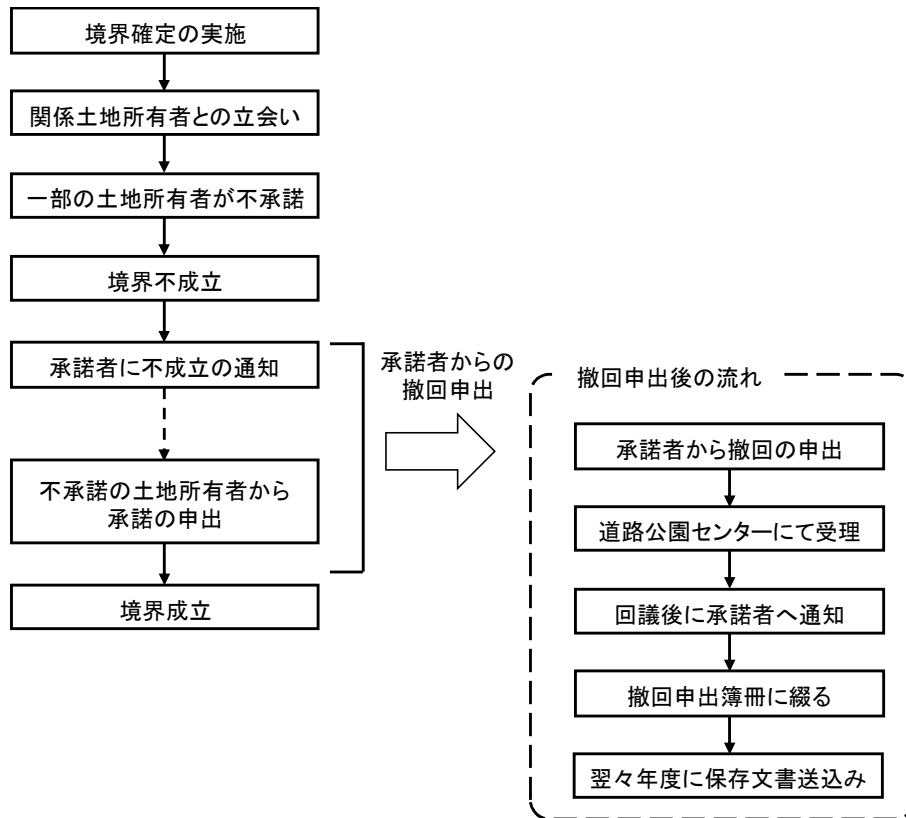
(カ) 承諾書又は確認書

イ 取下げの回議後、土地境界確定等関係書類の簿冊に綴る。

※ 保存期間は30年とする。

4 境界承諾の撤回

立会い時に、承諾書へ記名押印を行った土地所有者から承諾の撤回申出があったときは、次により作業を行うものとする。なお、申出は郵送によることができる。



図－9 境界承諾の撤回と申出後の手続き

(1) 次の資料を添付し、承諾の撤回について道路公園センター所長の専決により回議する。

- ア 境界承諾撤回申出の受理通知（案）
- イ 撤回申出書
- ウ 伺い書
- エ 不成立通知関係書類の写し

（経過概要、案内図、承諾書の写し、撤回箇所を示した公図の写し、台帳平面図）

(2) 回議後、撤回申出簿冊を作成し綴るとともに境界承諾撤回申出の受理通知の送付を行う。

※ 保存期間は30年とする。

(3) 保存文書の送込みが既に終わっている場合は、管理課に境界承諾撤回申出書等の関係資料の写しを送付する。

※ 取消しと撤回の違いについて

取消し：意思表示の効力を遡って消滅させること。

撤回：意思表示の効果を将来に向かって無効とさせること。

5 測量座標値の交付

測量座標値交付申請書が道路公園センターに提出されたときは、次のとおり交付手続きを行う。なお、申請及び交付は郵送によることができる。

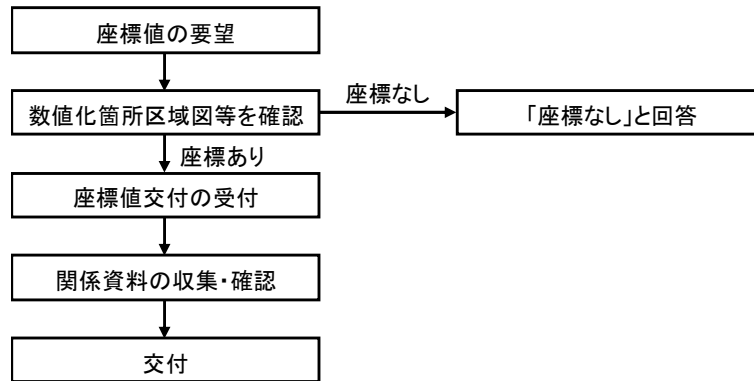


図-11 座標値の交付

(1) 座標値交付の対象

座標値交付の対象とする測量成果は、次のとおりとする。なお、測量成果が各区役所道路公園センターにない場合は、各所管課に問い合わせるものとする。

ア 数値化箇所区域図で確認できるもの

- (ア) 土地境界確定等測量委託
- (イ) 財産補正測量委託
- (ウ) 狭あい道路測量委託
- (エ) 未整理道水路整備測量委託
- (オ) 道水路台帳補正測量委託

イ 実施箇所の経緯等から確認できるもの

- (ア) 土地区画整理事業、土地改良事業及び開発行為
- (イ) 地籍調査及び街区境界調査
- (ウ) 不動産登記法第14条第1項に規定する地図
- (エ) 測量助成制度実施地区

(2) 受付

座標値の交付について相談があった場合は、(1)により申請箇所に座標値が付与されているか否かを確認する。

座標値が付与されている場合は、測量座標値交付申請書（別紙1）に必要事項を記入し、座標値の必要箇所を示した台帳平面図とともに申請を受付ける。

(3) 交付

受付後、次のとおり作業を行い、交付資料を作成する。

- ア 申請範囲に係る測量成果から、座標値があることを確認する。
- イ 交付する資料は、原則、申請箇所の多角点・境界点網図とする。多角点網図がない場合は、確定図等を交付する。
- ウ 申請箇所の境界について複数の過年度の測量成果がある場合は、原則として直近の多角点・境界点網図を交付するものとする。
ただし、次の場合は該当する測量成果を交付するものとする。
 - ・ 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）の規定に基づく地籍調査、及び街区境界調査による成果（令和 2 年 4 月 1 日法改正前の官民境界先行調査を含む。）
 - ・ 国土調査法第 19 条第 5 項の規定に基づく成果
 - ・ 登記所備付地図整備事業による成果
 - ・ その他、申請者が求める直近以外の測量成果
- エ 交付する測量成果には“参考資料”と表記する。
- オ 測量座標値交付は道路公園センターの課長専決により回議し交付する。
- カ 標準処理期間は 7 日間とする。

(4) 交付の記録及び保存

測量座標値交付申請一覧表（別紙 2）に受付日や交付日等を記録する。交付の記録については、保存期間を 1 年間とする。

(別紙1)

担当	係長	課長

測量座標値交付申請書		
年 月 日		
(宛先) 川崎市長		
申請者	郵便番号	—
	住所	-----
	氏名	-----
	担当者名	----- 電話
次の土地と道水路等の境界に係る測量座標値の交付を申請します。		
申請箇所	川崎市	区
		番
		地先
※ 申請の際に座標値の必要箇所を川崎市道水路台帳平面図に朱線で明記願います。		
使用目的	-----	
数値化箇所区域図No.		
交付(回答)日		
(備考)		

注:太線枠内のみ記入のこと。

書式編

(記載例)

書式1 (規則第5条第1項関係)
(要領第4章5関係)

郵便はがき

□□□-□□□□

様

郵便番号 000-0000 川崎市〇〇区〇〇〇 1-1-1

〇〇区役所道路公園センター

財産管理担当 担当者

電話 044(XXX)XXXX FAX 044(XXX)XXXX

E-mail XXXXXX@city.kawasaki.jp

委任状

年 月 日

受任者(立会いに来られる方) 氏名

私は上記の者を代理人と定め、私の所有する

〇〇区 〇〇〇番 〇〇〇地先

〇〇〇 〇〇〇

の境界確認に関し、一切の権限を委任します。

委任者(土地所有者)

住所

氏名 (印)

表面

境界確定等に伴う現地の立会いについて(お願い)

年 月 日

様

川崎市長 ○ ○ ○ ○

日頃から、本市行政に御理解、御協力いただきありがとうございます。この度、あなたの所有する土地と川崎市が管理する道路・河川・水路・()等の境界を確定・復元するため、お忙しいところ恐縮ですが、本状を持参の上、次により現地にて立会いいただきますようお願いいたします。

なお、立会いの際、記名押印をお願いしますので、印鑑を御持参くださいますようお願いいたします。

立会日時 年 月 日 午前・午後 時 分

立会場所 川崎市 〇〇区 〇〇〇番 〇〇〇先

- 1 当日御都合の悪い場合は、お手数ですが担当者へ御連絡をお願いいたします。
- 2 境界の位置を確認するため、現地に仮杭等を設置することがありますので御了承ください。
- 3 印鑑は朱肉使用のものを御持参ください。
- 4 土地所有者以外の方が立ち会う場合は、委任状を御持参ください(宛名面の委任状を御利用ください。)
- 5 土地所有者に相続がある場合は、担当者へ御連絡をお願いいたします。

裏面

年 月 日

川崎市の管理する道路との土地境界立会いのお願い

様

実務取扱者

郵便番号///-////

川崎市●●区●●●丁目●●-●●

●●●●事務所

〇〇〇〇士 〇〇 〇〇

（時候）、皆様方におかれましては、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、対象土地所有者様の御依頼を受け、土地境界を測量することとなりました。

つきましては、隣接する道路との境界を示す境界標の復元のため、あなたの所有地と道路との境界について確認させていただきたく、御多忙のところ誠に恐縮ですが、次の日程に立会いをお願いいたします。

また、当日の境界立会いを円滑に進めるため、川崎市道水路台帳平面図を参考に、現地に予め目印をつけさせて頂く場合があります。御理解と御協力をいただけますようお願い申し上げます。

- 1 対象土地の所在地番（所有者） 川崎市●●区●●〇丁目 〇〇番〇（□□ □□様）
- 2 立会いをお願いする土地の所在地番 川崎市●●区●●〇丁目 〇〇番〇
- 3 日 時 〇年〇月〇日（ ） 〇時〇分から
- 4 集合場所 現地（別紙案内図参照）

なお、御都合が悪い場合には、下記連絡先担当者まで連絡をお願いします。

※1 この「通知状」と「印鑑（認印）」（スタンプ印不可）を御持参ください。

※2 当日、代理人の方が立会いをされる場合は、土地所有者の方が記入した「委任状」及び代理人の「印鑑（認印）」と、この「通知状」を御持参ください。

連絡先：（社名、事務所名）担当者 〇〇

電話（///）///-////

FAX（///）///-////

携帯 ///-////-////

川崎市〇〇区役所道路公園センター

財産管理担当 〇〇

電話（///）///-////

FAX（///）///-////

書式3（規則第9条関係）

（要領第4章10関係）

道路の境界確定の場合の記載例

（一部確定の際は文言に注意）

文 書 番 号

年 月 日

_____様

川 崎 市 長 ○ ○ ○ ○ 印

境界確定の協議不成立について（通知）

川崎市 区 番 先の道路の境界確定につきましては、承諾いただきましたが、他の土地所有者との協議が不成立となりました。

このため、あなたの土地と川崎市が管理する道路との境界につきましても確定していないこととなりますのでお知らせいたします。

また、今回いただいた承諾につきましては、今後、同箇所の境界確定の協議の際は有効とし、再度、立会い及び承諾の必要はありません。

なお、今回いただいた承諾につきましては、撤回することができることを申し添えます。

1 あなたの所有地

川崎市 区 番

2 承諾年月日

年 月 日

〇〇区役所道路公園センター財産管理担当

電話 (///) ///-////

FAX (///) ///-////

E-mail XXXXXX@city.kawasaki.jp

文 書 番 号
年 月 日

_____様

川 崎 市 長 ○ ○ ○ ○ 印

境界再確定の協議不成立について（通知）

川崎市 区 番 先の道路の境界再確定につきましては、承諾
いただききましたが、他の土地所有者との協議が成立しませんでした。

このため、現在の川崎市道水路台帳平面図に示された位置が境界となりますのでお
知らせいたします。

なお、今回いただいた承諾につきましては、今後、同箇所の再確定協議を行う際は
有効とし、再度、立会い及び承諾の必要はありません。

また、今回いただいた承諾につきましては、撤回することができることを申し添え
ます。

1 あなたの所有地

川崎市 区 番

2 承諾年月日

年 月 日

〇〇区役所道路公園センター財産管理担当

電話 (///) ///-////

FAX (///) ///-////

E-mail XXXXXX@city.kawasaki.jp

書式5（要領第4章10関係）

道路の境界確定の場合の記載例

（再確定の際は文言に注意）

文 書 番 号
年 月 日

_____様

川 崎 市 長 ○ ○ ○ ○



境界確定の協議成立について（通知）

年 月 日付け、第 号で通知しました境界確定の協議
不成立箇所について、他の土地所有者との協議が成立し、あなたの土地と川崎市が管
理する道路との境界につきましても確定しましたのでお知らせいたします。

1 あなたの所有地

川崎市 区 番

2 承諾年月日

年 月 日

3 添付資料

- ・川崎市道水路台帳平面図の写し

○○区役所道路公園センター財産管理担当

電話 (///) ///-////

FAX (///) ///-////

E-mail XXXXXX@city.kawasaki.jp

書式6（規則第14条第2項関係）

（要領第5章13関係）

道路の境界復元の場合の記載例

文 書 番 号

年 月 日

_____様

川 崎 市 長 ○ ○ ○ ○ 印

境界復元について（通知）

川崎市 区 番 先の道路の境界復元につきましては、境界復元の実施の通知をした日から6箇月が経過しましたが、境界標の設置がなされず、その理由が示されないため、土地境界確定等取扱規則第14条第1項に基づき、申請が取下げられたものとして取扱いますので通知します。

○○区役所道路公園センター財産管理担当

電話 (///) ///-////

FAX (///) ///-////

E-mail XXXXXX@city.kawasaki.jp

書式7 (要領第5章8関係)

年 月 日	
境界標復元報告書	
(宛先) 川崎市長	
住所 _____ 氏名 _____	
土地境界確定等取扱規則第13条の規定により、境界復元について次のとおり報告します。	
復元箇所	川崎市 区 番 先
境界標の復元内容	埋標予定日 年 月 日
	箇所数 () 箇所
	標示変更 <input type="checkbox"/> 有 () 箇所 ・ <input type="checkbox"/> 無
実務取扱者	氏名又は名称 _____ 担当者氏名 _____
	電 話 _____
	メールアドレス _____
添付図書	1 確認書 2 復元位置図 (道水路台帳平面図に復元する箇所の位置を示したもの。) 3 境界標復元位置図 4 多角点・境界点網図 (境界標復元位置図に記載のある場合は省略できる。) 5 座標リスト (境界標復元位置図に記載のある場合は省略できる。) 6 その他
備 考	
職員記入欄	完了検査日 年 月 日 確認者

書式 8 (要領第 7 章 4 関係)

道路の境界確定の場合の記載例

(再確定の際は文言に注意)

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

境界承諾撤回の申出書

川崎市 区 番 先の道路の境界確定の承諾について次の
とおり撤回します。

1 撤回の理由

2 承諾年月日

年 月 日

申出者住所 _____

氏名 _____ 印

書式9（要領第7章4関係）

道路の境界確定の場合の記載例

（再確定の際は文言に注意）

文 書 番 号
年 月 日

_____様

川 崎 市 長 ○ ○ ○ ○ 印

境界承諾撤回の申出について（通知）

年 月 日付けで申し出のありました川崎市 区 番
先の道路の境界承諾撤回申出を受理しました。

なお、今後、境界確定の協議を行う際には、改めて現地での立会い等が必要となりますので、御協力いただきますようお願いいたします。

○○区役所道路公園センター財産管理担当

電話 (///) ///-////

FAX (///) ///-////

E-mail XXXXXX@city.kawasaki.jp

書式 10（要領第 2 章 1 関係）

道路の境界確定の場合の記載例

（再確定の際は文言に注意）

川 崎 市 長 様

申 出 書

被相続人である〇〇〇〇所有名義の次の土地については、私が相続人の代表として、川崎市の管理する道路との境界の確定のため協議を行います。

確定した境界について、他の相続人から異議がある場合は、私が責任をもって対応します。

添付書類：相続関係書類

土地の所在地番

川崎市 区 番

年 月 日

相続人代表

住 所 _____

氏 名 _____ 印

書式 11（要領第 7 章 3 関係）

道路の境界確定の場合の記載例

（再確定の際は文言に注意）

年 月 日

（宛先）

川 崎 市 長

土地境界確定等申請取下げ書

川崎市 区 番 先の道路の境界確定につきまして申請しましたが、次の理由により取下げします。

1 取下げ理由

2 申請年月日

年 月 日

申出者住所 _____

氏名 _____

文 書 番 号
年 月 日

_____様

川 崎 市 長 ○ ○ ○ ○ 印

境界復元の実施について (通知)

川崎市 区 番 先の道路の土地境界確定等申請につき
ましては、土地境界確定等取扱規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、申請者による境界
復元の実施とするので、通知とともに資料を交付します。

1 資料交付日

年 月 日

2 境界標設置の期限

年 月 日

○○区役所道路公園センター財産管理担当
電話 (///) ///-////
FAX (///) ///-////
E-mail XXXXXX@city.kawasaki.jp

書式13（要領第2章1関係）

川 第 号
年 月 日

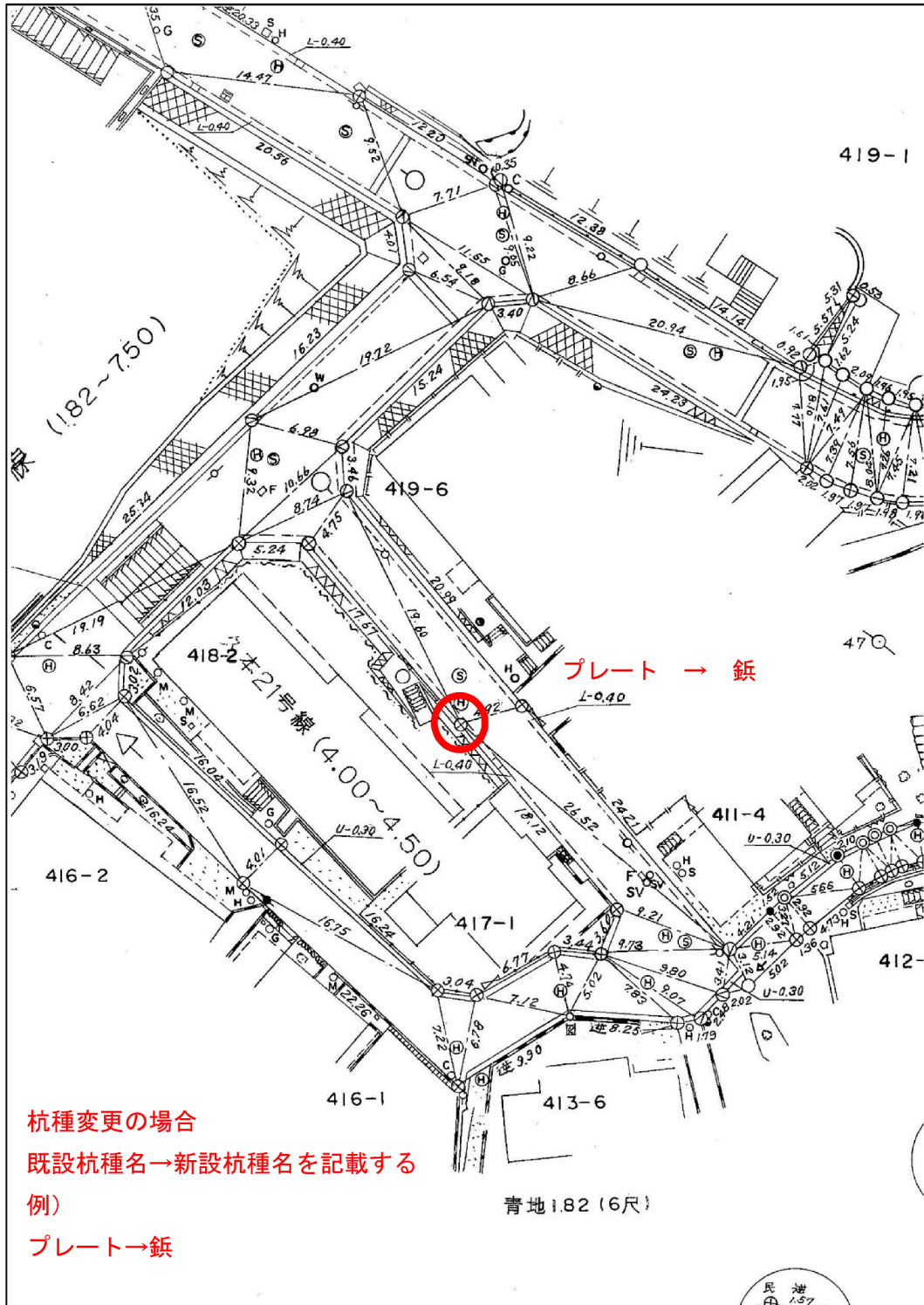
土地境界確定等依頼について

次のとおり依頼します。

1 土地の所在	
2 公有地区分	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> その他（ ）
3 申請理由	
（添付書）	1 案内図（駅、バス停、建物等の目標物を記載） 2 公図写し（申請位置に朱線を記入） 3 道水路台帳平面図写し（申請位置に朱線を記入） 4 土地所有者調査書 5 その他関係資料
担当者 連絡先	

記載例

復元位置図 (復元箇所 区 番 先)



杭種変更の場合
 既設杭種名→新設杭種名を記載する
 例)
 プレート→鉄

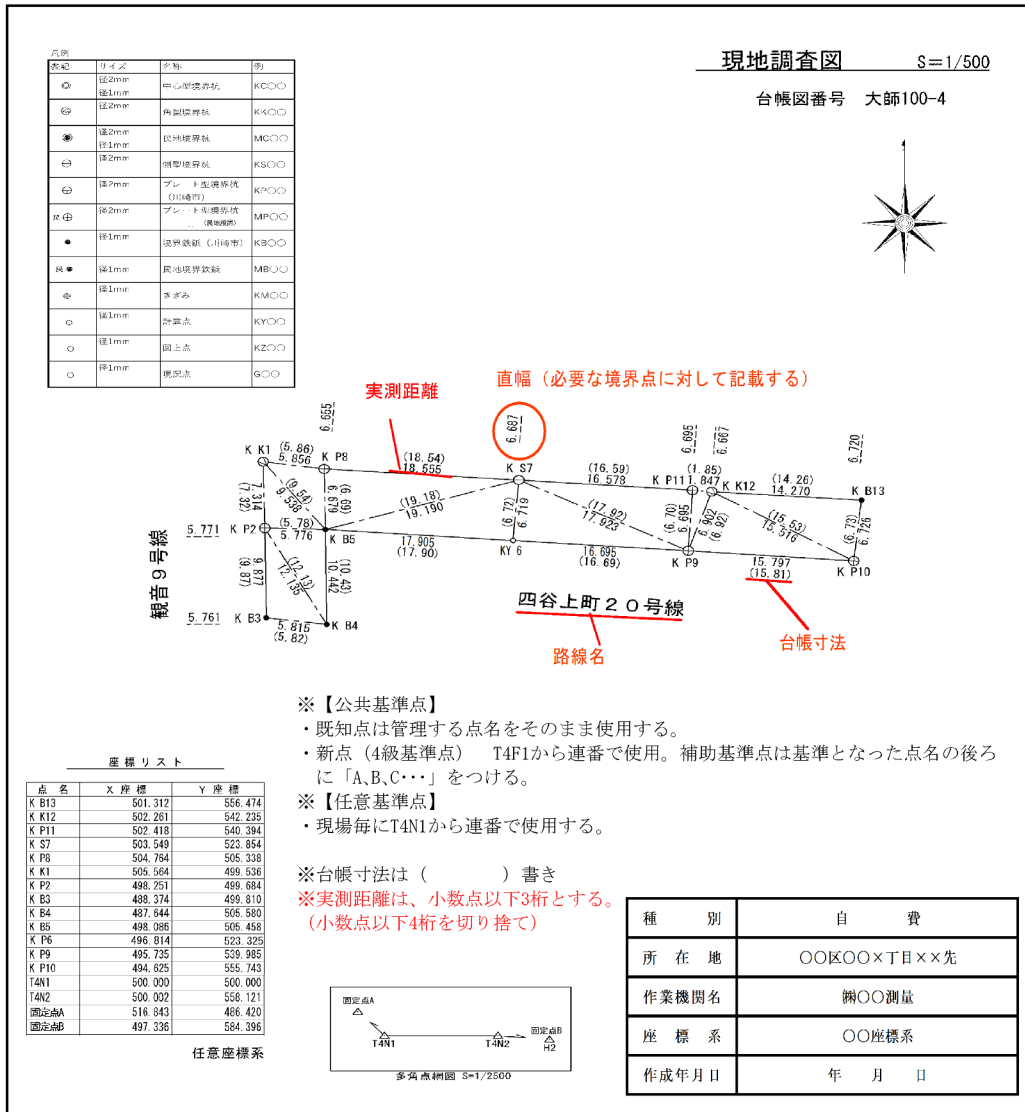
縮尺 1/500	現地立会者	〇〇〇〇測量株式会社	〇〇 〇〇
----------	-------	------------	-------

申請者が市に提出する図面について

書式15

1 現地調査図

(要領第2章4関係)

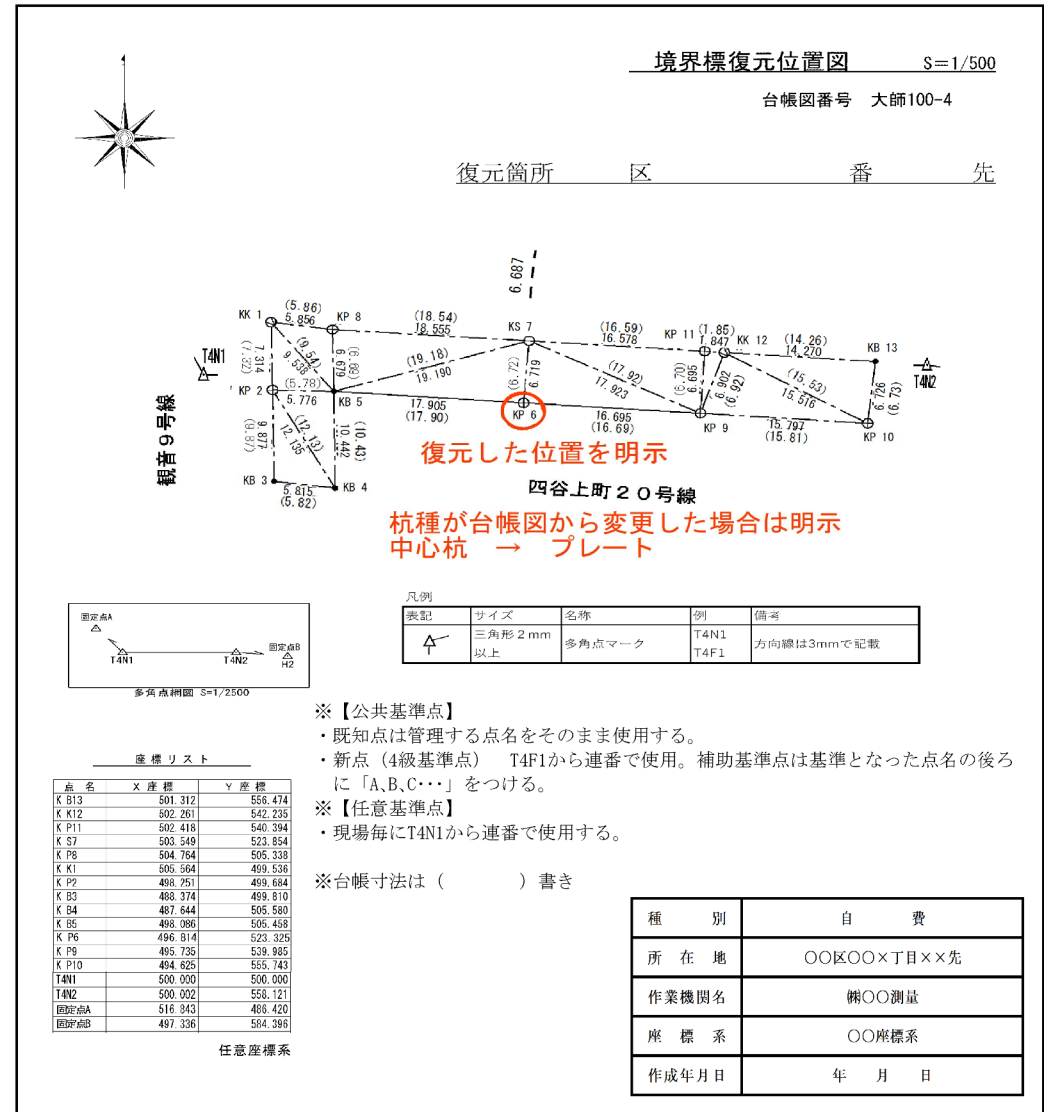


記載する内容

川崎市測量成果作成要領の現地調査図を基に作成する。ただし、必要に応じ多角点網図及び座標値を記載する。右下に「所在地」、「作業機関名」、「座標系」、「作成年月日」を記載する。上記と同程度の情報を有する図面であれば、これに替えることができる。

2 境界標復元位置図

(要領第5章8関係)



記載する内容

川崎市測量成果作成要領の復元図、多角点・境界点網図を基に作成し記載すること。右下に「所在地」、「作業機関名」、「座標系」、「作成年月日」を記載する。※多角点網図等は図面が煩雑になる場合、別紙での提出とする。又、別図面で記載済みの場合は省略できる。上記と同程度の情報を有する図面であれば、これに替えることができる。

申請者が市に提出する図面について (既設確定座標値がある場合)

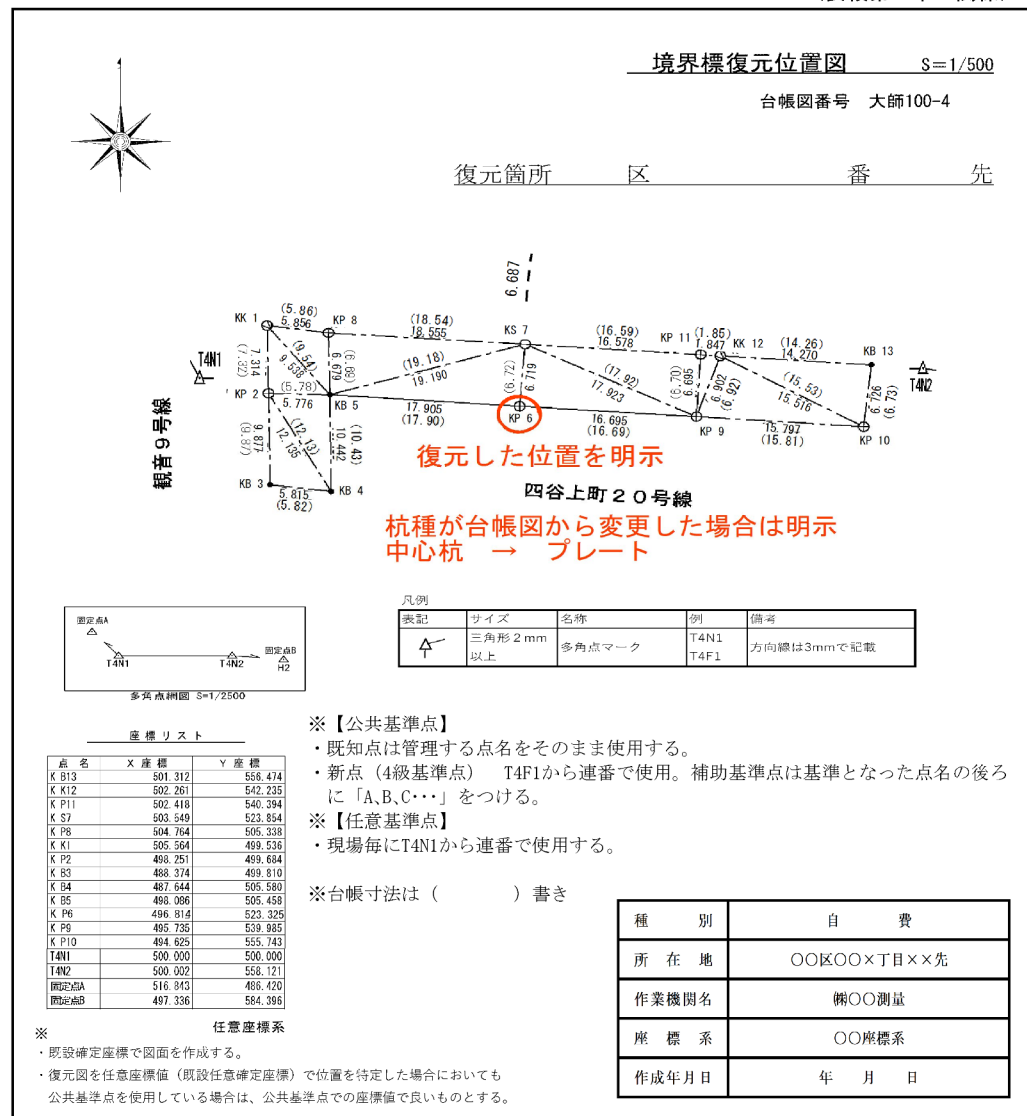
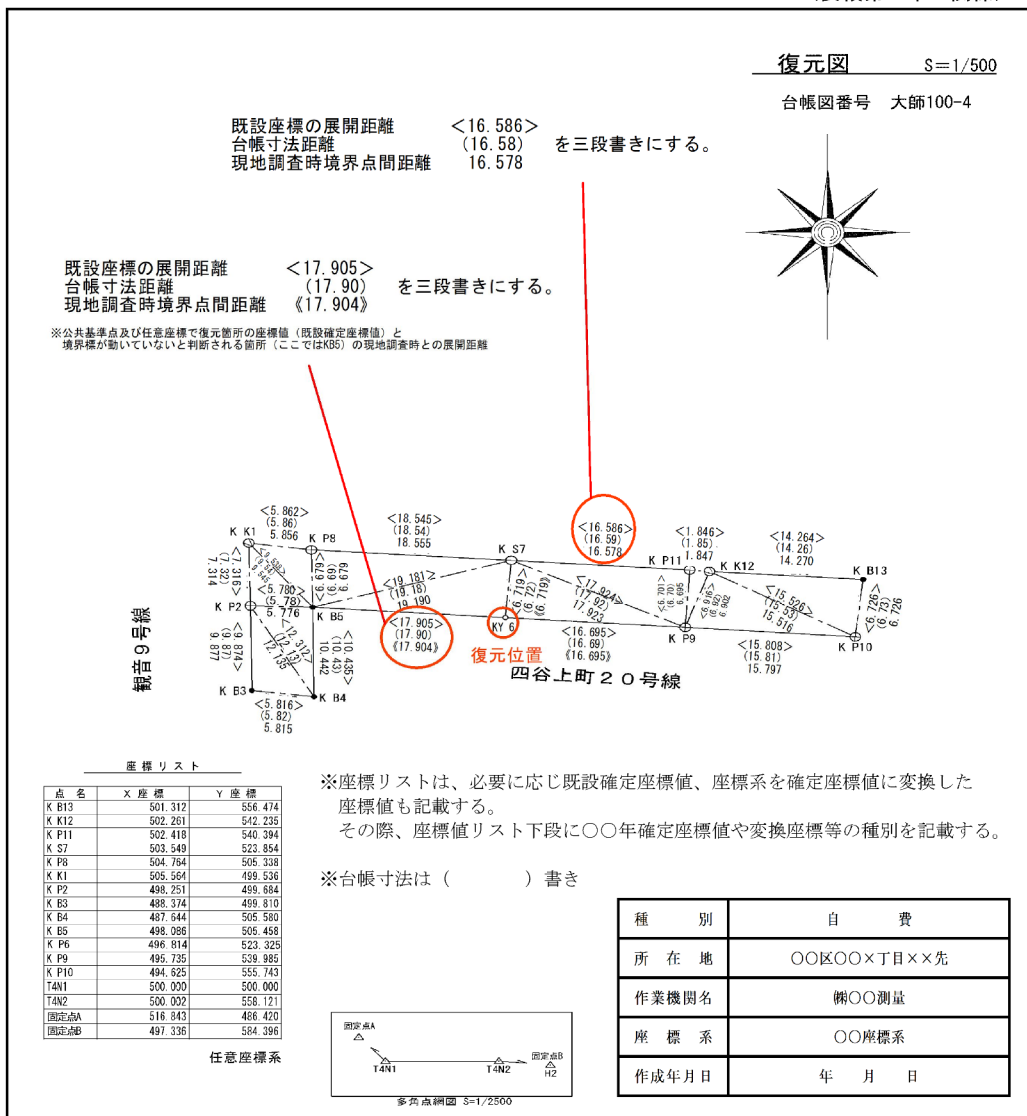
書式16

- 1 現地測量図 (別紙 申請者が市に提出する図面についてと同一)
- 2 復元図

- 3 境界標復元位置図

(要領第5章2関係)

(要領第5章8関係)



記載する内容

川崎市測量成果作成要領の復元図、多角点・境界点網図を基に作成し記載すること。
右下に「所在地」、「作業機関名」、「座標系」、「作成年月日」を記載する。
※多角点網図等は図面が煩雑になる場合、別紙での提出とする。又、別図面で記載済みの場合は省略できる。
上記と同程度の情報を有する図面であれば、これに替えることができる。

記載する内容

川崎市測量成果作成要領の復元図、多角点・境界点網図を基に作成し記載すること。
右下に「所在地」、「作業機関名」、「座標系」、「作成年月日」を記載する。
※多角点網図等は図面が煩雑になる場合、別紙での提出とする。又、別図面で記載済みの場合は省略できる。
上記と同程度の情報を有する図面であれば、これに替えることができる。

資料編

補足説明

○補足説明

1 申請者が行う現地調査範囲

(1) 現地調査の範囲

境界標 C、H が亡失している場合、又は境界標 B から I の範囲で許容値（台帳寸法に対して実測距離が±20mm 以内）を超える境界点間距離があった場合は、境界標 A から J までの範囲を調査する。

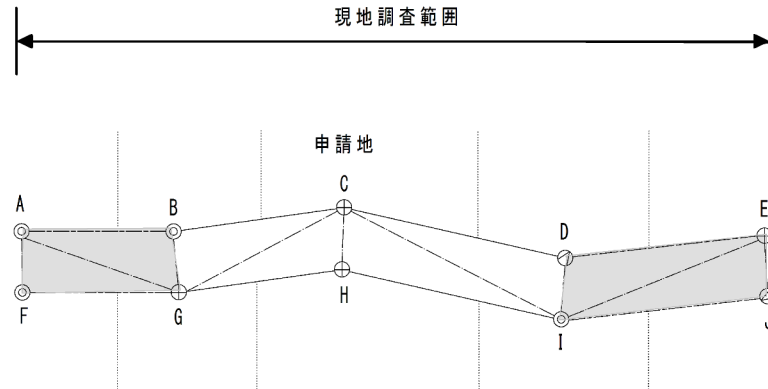


図-12 原則の現地調査範囲

(2) 現地調査の範囲追加

境界標 C があり D が亡失している場合は、境界点間 DE の 1 点先を追加調査する。

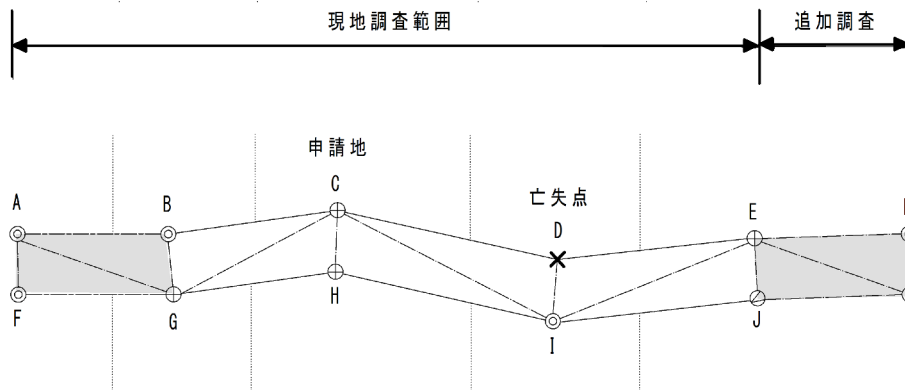


図-13 追加調査を行う場合の範囲

(3) 土地境界確定図交付申請書に添付する現地調査の範囲

申請範囲が境界標 B, C, D の境界点間距離の場合は、一点先 (A, E) まで調査する。

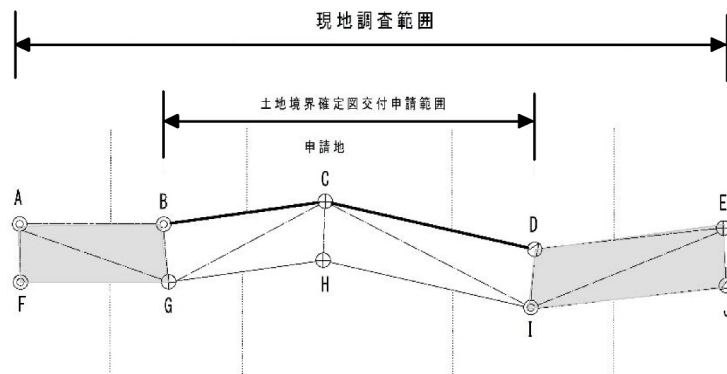


図-14 土地境界確定図交付申請書添付の現地調査範囲

2 境界確定における一部確定・一部再確定及び不成立通知の送付範囲

(1) 境界確定における一部確定及び不成立通知の送付範囲

原則、新規確定を行う際に作成した確定案図の変更は行わずに一部確定を行う。一部確定ができるのは、承諾をもらえなかった土地所有者に関する境界標の範囲外であり、下記の図-15 で示す斜線の範囲となる。この場合の不成立の通知をする範囲は「通知送付」で示している5つの土地所有者となる。

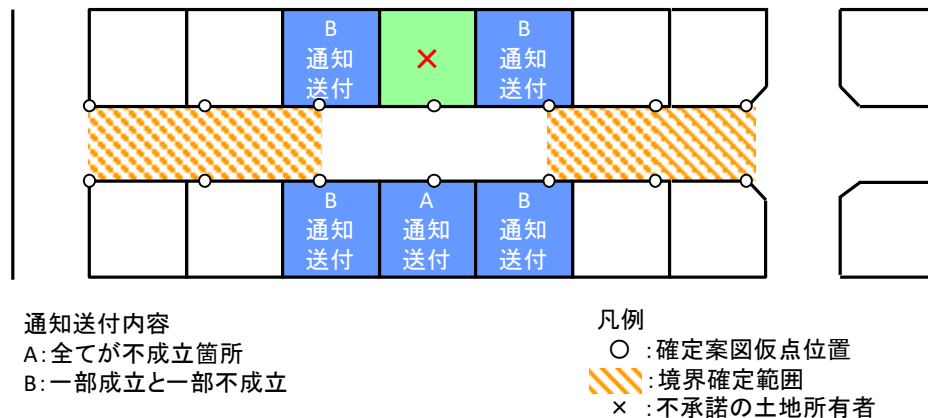


図-15 境界確定における一部確定の場合

(2) 境界再確定における一部確定及び不成立通知の送付範囲

原則、再確定を行う際に作成した確定案図の変更は行わずに一部確定を行う。一部確定ができるのは承諾をもらえなかった土地所有者に関する境界標の範囲外であり、かつ既設台帳寸法に影響がない下記の図-16 で示す斜線の範囲となる。この場合の不成立の通知をする範囲は「通知送付」で示している9つの土地所有者となる。

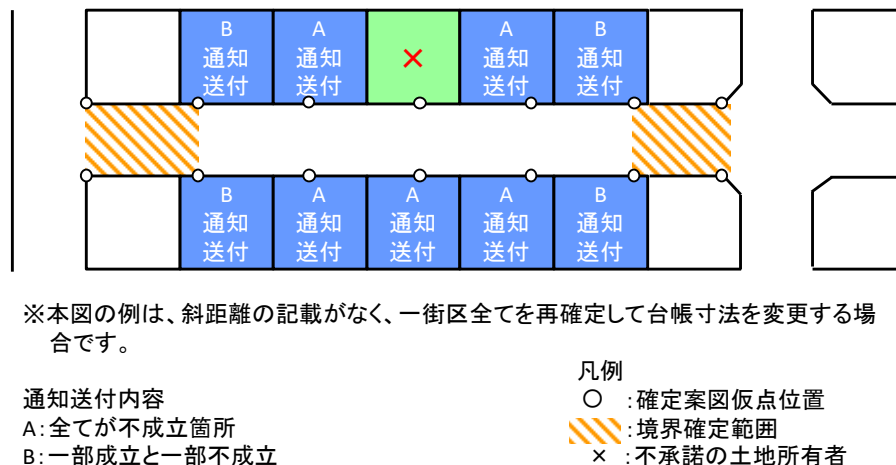


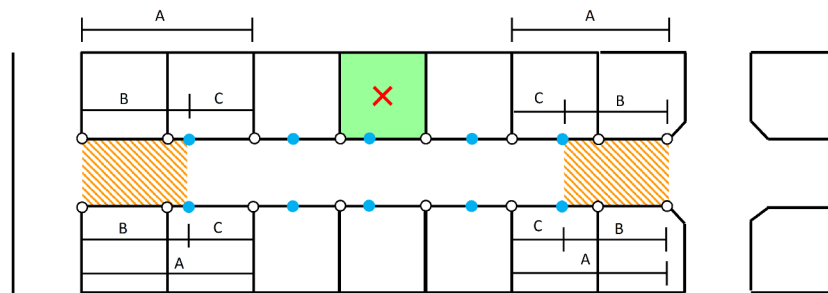
図-16 境界再確定における一部確定の場合

(3) 境界再確定における一部確定時の台帳平面図の記載方法

既設境界標を使用せず再確定の協議を行い、一部確定した場合は「00」を用いて台帳平面図に寸法を記載することができる。

記載方法は、既に記載されている台帳寸法(A)から、再確定の協議が成立した境界点間距離(B)を引いた残りの計算値(C)を「00」を使い記載する。

なお、「00」の距離が記載されている部分においては再確定の協議が成立している箇所ではないため、土地境界確定図の交付申請があった場合は、確定図の交付することはできない。



計算方法

$C(00\text{表示距離}) = A(\text{台帳平面図の距離合計})$

$- B(\text{確定案図の境界点間距離(実測値)})$

凡例

○: 既設境界標

●: 確定案図仮点位置

▨: 境界確定範囲

図-17 一部確定時の台帳図記載方法

3 申請者が境界復元を行う範囲

(1) 申請者が境界復元を実施する範囲

申請者の所有する土地の境界を示す境界標及びその対側地にある境界標とする。(基本範囲は図-18の境界標AからF)

※対側地の復元については、復元位置を示すことが出来る場合は省略することができる。

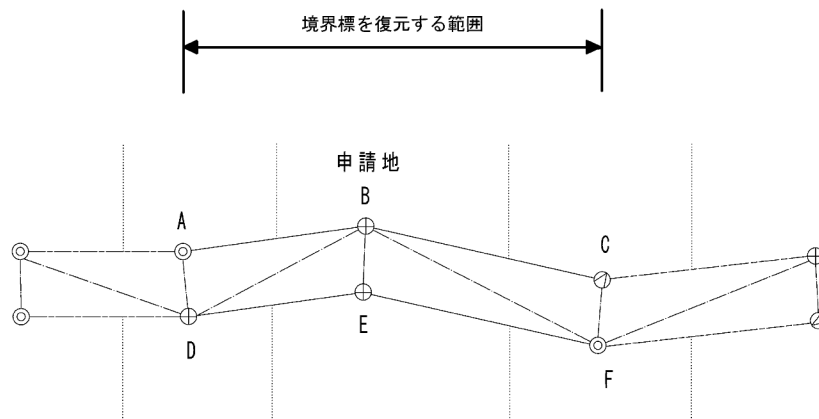


図-18 申請者が境界復元を行う範囲

(2) 現地調査図の範囲の拡大による境界復元の考え方

図-19の境界標Cの亡失により追加調査を実施し、境界標Iが亡失していた場合、現地調査の範囲が拡大することから、管理者で現地調査の追加及び境界標C、Iの復元を行う。

ただし、境界標Iの位置を示せることができる場合は、計算点の取付けとして扱うことができ、境界標Iの復元は行わずに申請者で境界標Cのみの復元をすることができる。

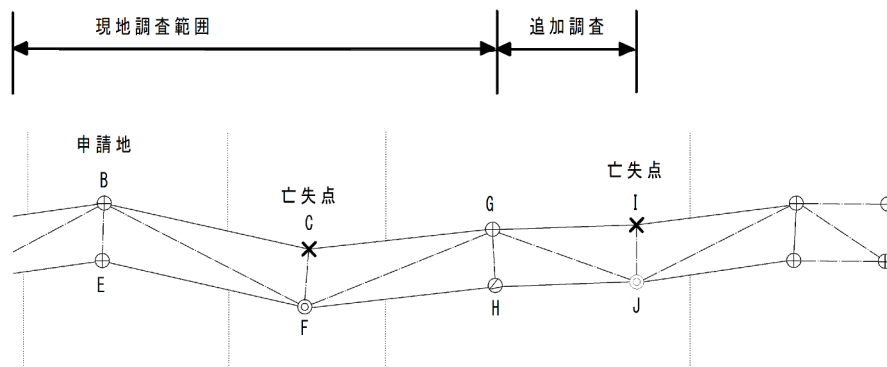


図-19 管理者の復元となる場合

4 台帳寸法に基づく境界復元

(1) 境界標 B が亡失している場合（斜距離が凸型）

図-20 の既設境界標 A、C、D、E、F が台帳寸法の位置にあると判断できれば、①～⑤の内、三方向以上の距離から境界標 B の復元を行う。

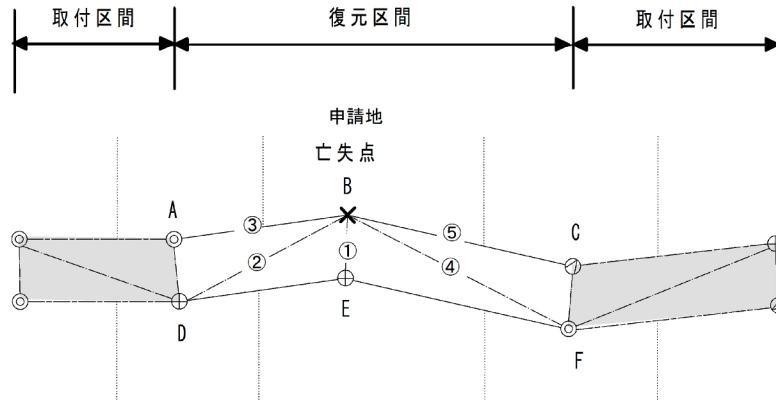


図-20 斜距離が凸の場合

(2) 境界標 B が亡失している場合（斜距離が凹型）

図-21 の既設境界標 A、C、D、E、F が台帳寸法の位置にあると判断できれば、①～③の距離から境界標 B の復元を行う。

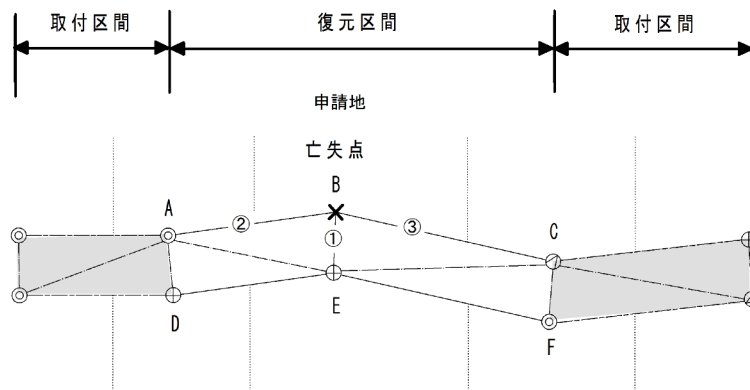


図-21 斜距離が凹の場合

(3) 境界標 B、E が亡失している場合

図-22 の既設境界標 A、C、D、F が台帳寸法の位置にあると判断できれば、③、④、⑥、⑦のうち、三方向以上の距離から境界標 B 位置を示し、境界標 B の位置を基に①、②、⑤の距離から境界標 E の復元を行う。

※対側地の復元については、復元位置を示すことが出来る場合は省略することができる。

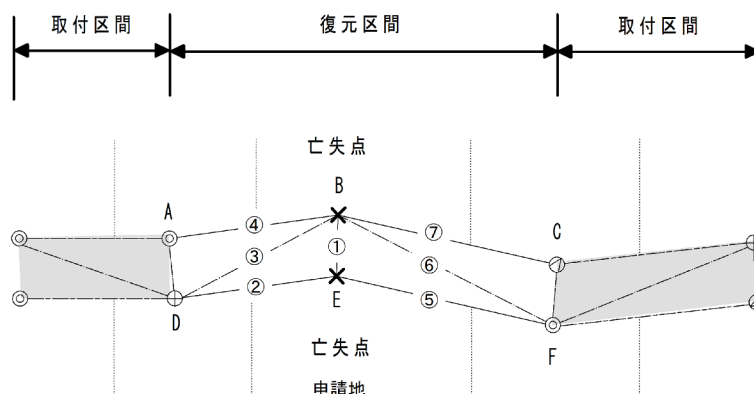


図-22 対岸の境界標が亡失している場合

(4) 境界標 B、E、F が亡失している場合（必要に応じ検証）

図-23 の既設境界標 A、C、D、G、H が台帳寸法の位置にあり、既設境界標 C も動いていないと判断できれば、①、②、③の距離から境界標 E の位置を示し、境界標 E の位置を基に④～⑥から境界標 B の復元を行う。

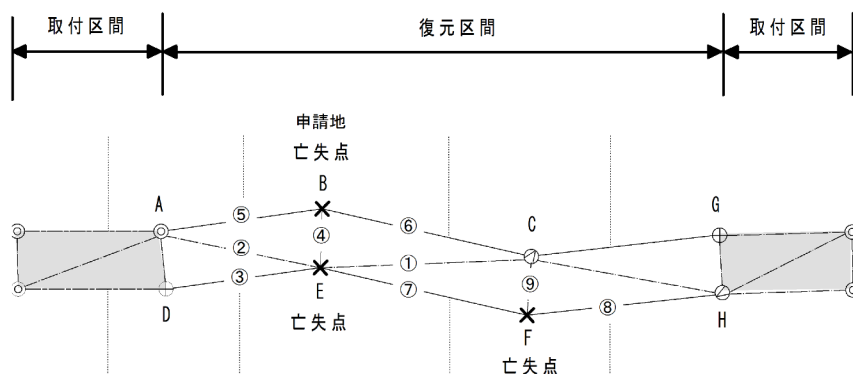


図-23 複数点が亡失している場合

※ 既設境界標 C の判断方法

- ア $\angle GHF$ を台帳平面図の寸法から算出する。(余弦定理)
- イ FG間を \angle を用いて算出する。(二辺夾角)
- ウ FG、FH間から仮想境界点 F の位置を特定する。
- エ 仮想境界点 F と境界標 C の台帳寸法が一致すれば、境界標 C は動いていないと判断する。

5 土地境界確定図の交付における現地確認の方法

現地調査図を基に必要な応じて現地調査を行う。

【現地と道水路台帳平面図の確認方法】

パターン	道水路台帳平面図の記載内容及び座標値の有無	現地と道水路台帳平面図の確認
①	斜距離を含む点間距離の記載：あり 座標値：あり	現地の測量は申請地の対側地・取付けまで行う。
②	斜距離を含む点間距離の記載：あり 座標値：なし	
③	斜距離の記載：なし 座標値：あり	座標値を基に仮想の斜距離を算出し、現地で測量を行う。
④	斜距離の記載：なし 座標値：なし	台帳寸法以外で境界標の位置の特定が可能であり、かつ既設境界標の斜距離を現地で測量し、その成果を基に直幅が確保できているか確認する。 現地調査図の座標も参考に直幅を確認する。

表-2 現地確認方法

※ パターン③は、地籍調査を実施した地区又は区画整理事業を施行した地区を想定している。

6 所有者情報の調査方法

所有者情報を調査する一般的な方法は次のとおりとする。

なお、入手した個人情報等の秘密保持は徹底し、業務目的以外の使用は決して行わないこと。

(1) 所有者名義の確認

ア 調査対象となる土地に関する登記記録に記録された所有権の登記名義人又は表題部所有者（以下、「所有権登記名義人等」という。）を把握する。

イ 所有権登記名義人等について住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下、「住民票の写し等」という。）を入手し、当該所有権登記名義人等の生存及び現在の住所を公簿上で確認する。

ウ 住所の確認は、住民票等を保管する市区町村に対し、写しの交付を受けるか、住民票の写し等の交付を受けることができない場合に戸籍の附票の写しの交付を受けることにより行う。

※ 住民票の写し等の交付を受ける場合には、記載内容を確認したい者の住民票のある市区町村に対し、その者の氏名、住所、請求事由などを明らかにして交付請求を行う。なお、住民票の除票の写し等の交付を受ける場合の手続はこれに準じた手続となる。

(2) 所有者の特定

ア 「(1) 所有者名義の確認」により、公簿上の所有権登記名義人等の生存と現在の住所が判明した場合には、これを所有者として特定する。

イ 所有権登記名義人等が転出又は死亡しているため、住民票が削除されていて、住民票の写し等が交付されない場合には、住民票の除票の写しを入手することにより、その状況を把握する。

ウ イにより、所有権登記名義人等の転出が判明した場合には、転出先の市区町村から住民票の写し等を入手する。さらに転出している場合には、イ・ウの手順を繰り返す。

エ ウにおいて転出先が判明しなかった場合には、戸籍の表示のある住民票の除票の写し又は本籍地の表示のある住民票の写し等を入手して本籍地を把握し、次にこの本籍地の市区町村から戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書と戸籍の附票の写しを入手する。

※ 戸籍の附票の写しは、戸籍の附票の記載事項を専用紙に写したものである。戸籍の附票の写しの交付を受ける場合には、記載内容を確認したい者の戸籍のある市区町村（本籍地市区町村）に対し、その者に係る氏名、戸籍の筆頭者の氏名、本籍などを明らかにして交付請求を行う。

オ イ～エの調査により、所有権登記名義人等の現在の住所が公簿上で確認できた場合には、これを所有者として特定する。

カ イにより所有権登記名義人等が死亡していることが判明した場合には、戸籍の表示のある住民票の除票の写しを入手して本籍地を把握し、戸籍の調査により所有権登記

名義人等の法定相続人を探索する。法定相続人を特定した上で、当該法定相続人の戸籍の附票の写しを入手する。

※ 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下、「戸籍謄本等」という。）は、本籍地の市区町村から取得する。その場合、請求する戸籍を特定するために、筆頭者の氏名及び本籍を明らかにして市区町村に交付請求を行う。

キ カの調査により法定相続人の現住所が確認できた場合には、これを所有者として特定する。

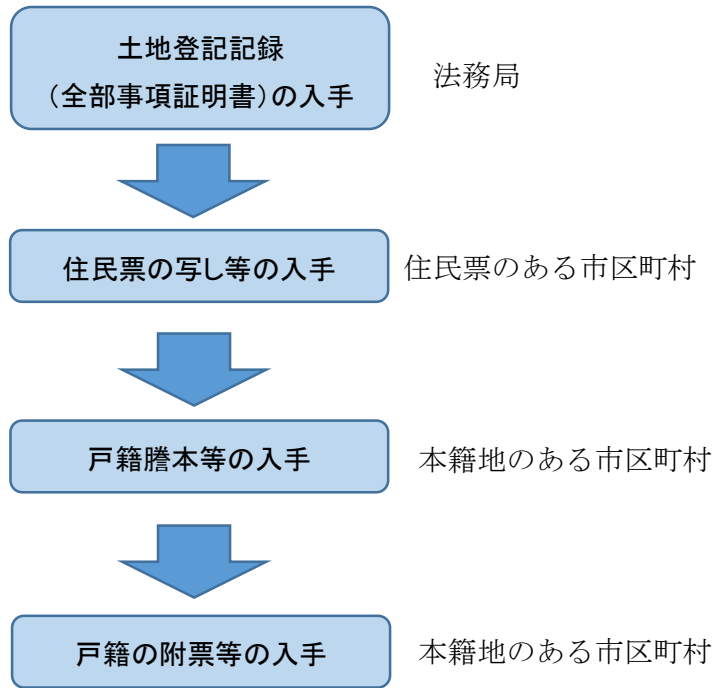


図-24 所有者情報の調査方法フロー

(3) 用語の説明

ア 住民票

住民票は、市区町村が作成する個々の住民に関する記録（帳票）であり、世帯ごとに編成した住民基本台帳として管理されている。住民票には、住民基本台帳法第7条に基づき以下の事項が記載される。

- ・氏名・出生の年月日・男女の別
- ・世帯主、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- ・戸籍の表示（本籍及び筆頭者）・住民となった年月日（その市区町村に住み始めた日）
- ・住所及び一の市区町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日及び従前の住所
- ・新たに市区町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日
- ・個人番号
- ・選挙人名簿に登録された者についてはその旨
- ・国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・国民年金・児童手当・米穀配給に関する事項
- ・住民票コード
- ・その他政令で定める事項

また、住民の転出や死亡などの理由により消除された住民票を「住民票の除票」という。住民票の除票は死亡時の住所地あるいは転出元の住所地で保存される。住民票の除票には、住民票の記載内容と住民票の消除の理由のほかに、以下の事項が記載される。

- ・転出の場合：転出先の住所、転出年月日
- ・死亡の場合：死亡年月日

住民票の除票の保存期間は、住民基本台帳法施行令において、消除された日から5年間と定められている。5年を超えた除票の保存やその写し等の交付については、市区町村により取扱いが異なるため、市区町村の担当課に確認することが必要となる。

イ 戸籍謄本等

日本人の出生や死亡の事実、親子関係や、婚姻関係などの身分関係を登録・公証する公文書が戸籍である。戸籍は夫婦及びこれと氏を同じくする子を単位として編製され、「本籍」「戸籍の筆頭者の氏名」、その戸籍に記載されている人全員の「名」

「生年月日」「父母の氏名と続柄」と「出生事項」「婚姻事項」などの身分上重要な事項が時間的順序に従って記載されている。戸籍に記載されている全ての事項を証明するのが戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書である。（戸籍が紙で編製されている場合には「戸籍謄本」、電算化されている場合には「戸籍全部事項証明書」と言います。）戸籍に記載されている一部の事項のみを証明するものが「戸籍抄本」（紙で編製されている場合）ないしは、「戸籍一部事項証明書」（電算化されている場合）で

ある。

平成6年法律67号により、戸籍事務の電算化が進められ、それに伴い戸籍の改製が行われている。電算化の時点で婚姻や死亡などにより除籍されている者については改製後の戸籍に移記されない。また、離婚や離縁などの事項が移記されない場合がある。

ウ 除籍謄本（除籍事項証明書）

戸籍に記載された者全員が、死亡、婚姻、離婚、養子縁組、分籍、転籍等の理由により戸籍から除かれた場合には、その戸籍は除籍簿として保存される。

除籍謄本（除籍事項証明書）とは、除籍に記載されている事項について証明するものである。除籍に記載されている全ての事項について証明するものを除籍全部事項証明書又は除籍謄本、一部の事項だけを抜き出して証明するものを除籍一部事項証明書又は除籍抄本という。紙により編製されているものが除籍謄本・除籍抄本であり、電算化されているものが除籍全部事項証明書・除籍一部事項証明書である。

エ 改製原戸籍

改製原戸籍とは、戸籍を改製したことにより除籍となった戸籍のことをいう。明治時代の初めに全国統一の戸籍が生まれてから現在までに、戸籍法の改正により戸籍の改製が数回行われている。最近では、平成6年法律67号により、戸籍の電算化とコンピュータによる事務処理が開始され、全国的に戸籍の改製が進められている。旧来の和紙によって編製されてきた戸籍は「改製原戸籍」と呼ばれる除籍として取り扱われる。なお、改製後の戸籍には、改製以前に死亡、婚姻等で除籍された人については移記されない。

従来、除籍簿の保存期間は保存期間開始年度の翌年から80年と定められていたが、平成22年6月1日に戸籍法施行規則が改正され、「除籍簿の保存期間は、保存期間開始年度の翌年から150年（戸籍法施行規則第5条第4項）」へ改められた。しかし、既に保存期間80年を経過したことによって廃棄された除籍簿については収集できない。公共事業のための用地取得等の場合、契約後市区町村名義に所有権移転登記を行うこととなるが、その前提登記である相続登記を行う上では、「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市区町村長の証明書の交付を受けることとされている。なお、これまではこの証明書と「他に相続人はない」旨の相続人全員による証明書をもって、廃棄処分になっている除籍謄本に代えるのが登記実務上の取扱いとされていたが、現在は不要とされている。

オ 戸籍の附票

戸籍の附票は、戸籍に記載されている者全員の住所が記載されている公簿である。また、転出や転居をした場合には、住所の履歴を把握することが可能である。ただし、婚姻や転籍などで新戸籍が編製されると、新しい戸籍の附票に記録されることとなるため、新しい戸籍の附票の写しの交付を受ける必要がある場合もある。

また、戸籍に記載されている者全員が除籍になると、戸籍の附票全体も消除される（消除された戸籍の附票を戸籍の附票の除票という）。戸籍の附票の除票の保存期間

は、住民基本台帳法施行令において、消除された日から5年間と定められている。5年を超えた戸籍の附票の除票の保存やその写しの交付については、市区町村により取扱いが異なるため、市区町村の担当課に確認することが必要となる。

なお、戸籍の附票の改製（戸籍の附票に記載されている事項を新たな戸籍の附票に移記し、古い戸籍の附票を消除することをいう）が行われている場合もあるため、改製前の戸籍の附票の写しの交付を受ける必要がある場合もある。

カ 閉鎖登記記録

甲土地の滅失の登記をした場合や、甲土地の管轄が異なる登記所の管轄となった場合や甲土地を乙土地に合筆する合筆の登記をした場合などには、甲土地の登記記録は閉鎖される。

キ 閉鎖登記簿

コンピュータ化される前に閉鎖された登記簿やコンピュータ化により閉鎖された登記簿である。

ク 旧土地台帳

旧土地台帳は、元々、課税台帳として税務署に備えられていたものであるが、戦後、土地に対する税が地方税（固定資産税）となったことに伴い、登記所に移管されたものである。旧土地台帳には、①土地の所在、②地番、③地目・地積、④所有者の住所・氏名及び名称などが登録されており、登記簿に記載されている以前の所有者や分合筆や地目の変更の経緯を知ることができるなど、不動産の経緯を調査する上で重要な役割を果たすものである。旧土地台帳は昭和35年法律第227号によって廃止され、登記簿に一元化された。

閉鎖された登記記録とともに閉鎖登記簿・旧土地台帳を確認することで登記記録に表題部所有者として記録されている者の過去の住所についての情報が得られることもある。

なお、閉鎖登記記録、閉鎖登記簿や旧土地台帳を調べるときは、管轄登記所へ行く必要がある。

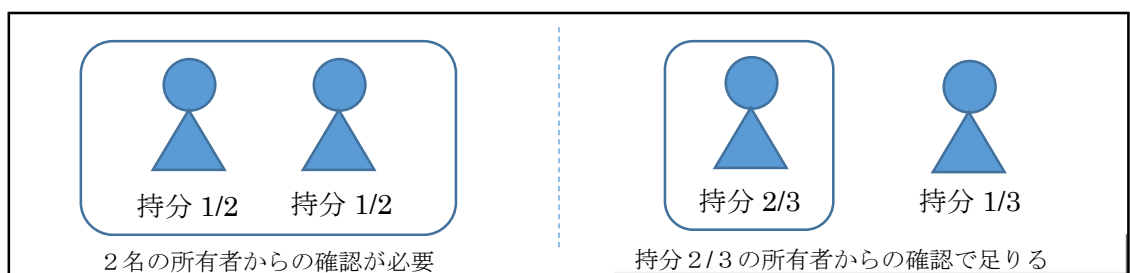
7 立会い協議

土地境界確定等業務における立会い協議の取扱いを次のとおりとする。

	境界確定（承諾書）	境界復元（確認書）
共有の場合	原則として、共有者全員	持分 2 分の 1 を超える共有者（※）
区分所有建物の場合	規約等で管理権を委任している場合は管理組合の代表者	
宗教法人	宗教法人の代表役員	
外国籍の土地所有者	原則として、印鑑による押印とするが、印鑑を所持しておらずサインで対応する場合は、公的証明書（住民票、在留カード、特別永住者証、パスポート等）で本人確認を行う。	
解散又は破産法人	清算人又は管財人	
未成年者	法定代理人（親権者又は未成年後見人）とし、立会后、戸籍謄本で法定代理人であることの確認を行う。	
土地所有者の死亡	原則として、相続人全員（相続関係書類の提出を求める。）とするが、相続人代表から申出書の提出があれば、その代表者とする。	市有地側に埋標する場合 立会ハガキ等を持参し立会った者とし、立会い時に相続人であることを確認する。必要に応じて、戸籍謄本等で確認を行う。
		私有地側に埋標する場合 相続持分の 2 分の 1 を超える確認を必要とする。ただし、相続人代表から申出書の提出があれば、その代表者とする。

表－3 立会い協議方法

※ 共有の場合で境界標を設置する場合は、図－25 のとおり土地所有者の持分 2 分の 1 を超える確認が必要になる。



図－25 共有地（2名）の場合について

(1) 土地所有者が死亡している場合の取扱い

土地所有者が死亡している場合は、原則、法定相続人全員から記名押印を取得し、相続関係書類の提出を必要とする。ただし、相続人が遠方に住んでいることから確認が困難であること等、相応の事由がある場合は、相続人代表から申出書の提出および記名押印があれば、立会い協議は成立とすることとする。

その際は、申出書の受理後に相続人であることを職員が戸籍謄本等で確認を行うこととする。

※ 申出書とは、自身が相続人代表であり、他の相続人からの異議については全て自ら責を負う旨を記載した書面とする。

※ 相続人代表に申出書の作成を依頼する際は、書面作成の負担を軽減させるために、申出書の記載例を渡す。

法定相続人の調査範囲は下記フロー図の範囲までとし、調査の結果相続人が判明しない場合は、不成立として取り扱う。

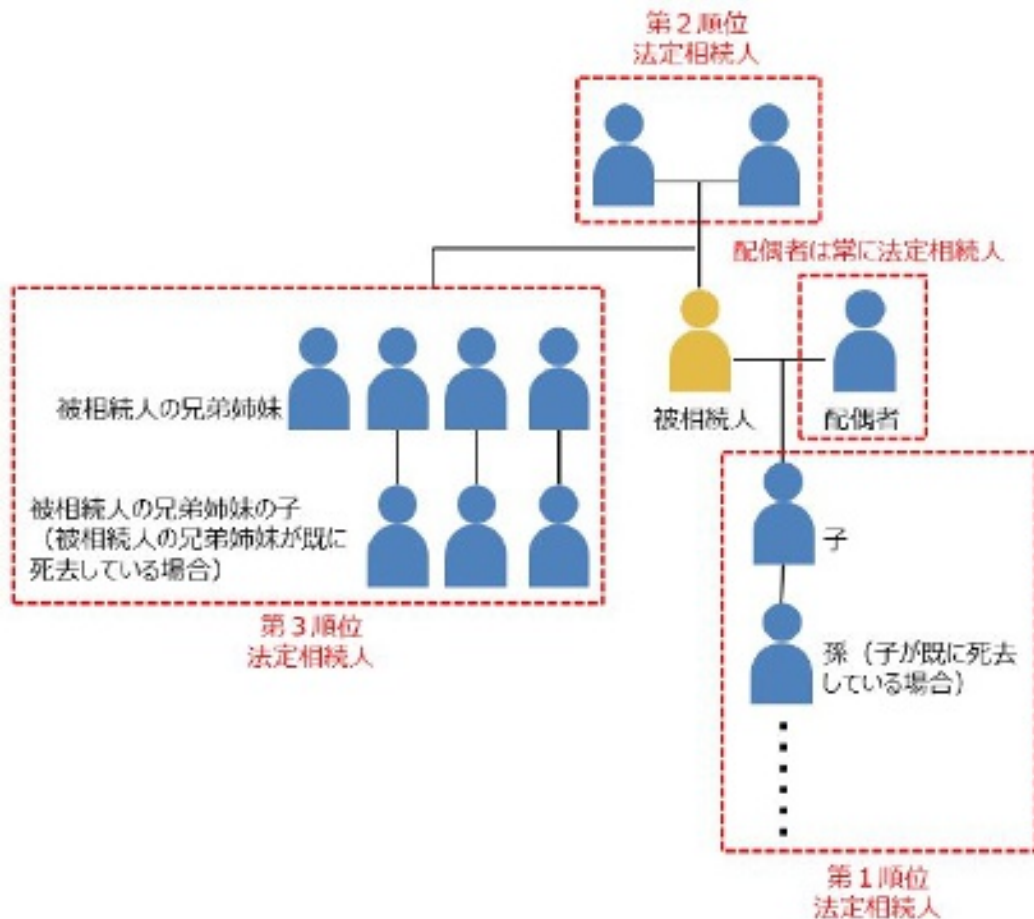


図-26 土地所有者が死亡している場合の進め方

(2) 土地の所有者と家屋の住民が異なる場合の扱い（貸家など）

土地所有者と家屋の住民が異なる場合は、住民による承諾及び確認では立会い協議は成立しない。

8 郵送による申請等手続きについて

管理課及び各区役所道路公園センター財産管理担当において、道水路等の土地境界に関して、申請書等の收受及び書類の交付（以下「申請等手続」という。）を郵送で行う場合は、別に定めのあるものを除き、原則として次によることとします。

(1) 郵便物の種別

申請等手続においては、封書の普通郵便物によることとします。なお、到達の確認が可能な書留郵便、レターパック等によることもできるものとします。

(2) 申請書等の受付

ア 対象

- ・土地境界確定等申請書
- ・土地境界承諾書交付申請書
- ・土地境界確定等申請の取下げ
- ・土地境界確定図交付申請書
- ・測量座標値交付申請書
- ・境界承諾の撤回

(3) 注意事項

ア 申請日、受理日

申請日は、申請者がポストに投函する等、原則として申請書を発送した日とします。

受理日は、書類が道路公園センターに到着し内容を確認した日とします。

なお、到達主義の原則のもと、本庁舎、区役所など本市のいずれかの事務所に到達した時点で、意思表示の効力は生じます。

イ 申請者等への連絡

担当者は、申請者又は代理人（以下「申請人等」という。）に電話やメールで申請書の到達を知らせるとともに、書類の交付、手数料の徴収について必要に応じ確認することとします。

ウ 書類の補正が必要な場合

申請書類の記入もれ、記入ミス又は添付図書の不足があった場合、担当者は申請者等と調整のうえ、補正後に受理することとします。

エ 返信用封筒

書類の交付を郵送で行う場合、申請者が宛先を記入し郵送料相当額の切手を貼った返信用封筒を持参又は申請書に同封することとします。

(4) 書類の交付

ア 対象

- ・土地境界確定図
- ・土地境界承諾書
- ・測量座標値

イ 注意事項

(ア) 交付方法の確認

事前に返信用封筒の提供がない場合、担当者は申請者等に電話やメールで交付方法に

ついて確認を行います。

申請者が郵送での交付を希望する場合、返信用封筒を持参又は郵送により提供することを申請者等に求めることとします。

(イ) 手数料の徴収

土地境界確定図又は土地境界承諾書の交付に当たり、窓口以外で手数料を徴収する主な方法は次のとおりとします。

a 納入通知書による場合

書類の交付の前、申請者等に納入通知書を送付します。手数料の納付を確認した後、書類を交付することとします。

b 現金書留による場合

書類の交付の前、担当者は申請者等に手数料額を伝え、現金書留の到着後、書類を交付することとします。この場合、釣銭の対応は、原則として行わないこととします。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市